墨田区 高齢者福祉総合計画 第8期介護保険事業計画 中間のまとめ(案)

令和 年 月 墨 田 区

目 次

第	「1章 計画の策定にあたって	1
1	策定の趣旨	1
2	計画の性格と位置付け	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	日常生活圏域	7
6	円滑な計画の推進	8
第	- 2章 高齢者をとりまく状況	9
1	高齢者の現状	9
2	介護予防の状況	17
3	在宅療養の状況	2 0
4	介護保険の状況	22
第	3章 『第7期計画』の進 捗 状況と『第8期計画』に向けた課題	3 9
1	第7期計画の進捗状況と課題	3 9
2	国の基本指針を踏まえた『第 8 期計画』期間における取組方向	
3	2025 年・2040 年を見据えて	4 6
第	 4章 『第8期計画』の基本的な考え方	47
1	基本理念	
2	地域包括ケアシステムの充実に向けて	4 8
3		
4	第 7 期計画と第 8 期計画の施策の方向性	
5	基本目標と計画の体系	5 1
第	5 章 『第8期計画』における施策の方向性	5 2
1	見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実	5 2
2	介護予防の推進	5 7
3	The second secon	
4		
5		
	認知症ケアの推進	
	非常時への備えと対策	70
	6章 介護保険事業の推進	
1		
2	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3		
4	介護保険事業の円滑な運営	8 0

第	7章 日常生活圏域別地域包括ケア計画	86
1	高齢者支援総合センターと高齢者みまもり相談室	86
2	日常生活圏域別地域包括ケア計画	88
3	各圏域の推進事業	89
資料	K3	97
1	事業一覧	97

第 **1**章

計画の策定にあたって

1 策定の趣旨

高齢化の進展に伴い、介護を必要とする高齢者の増加や核家族化の進行、世帯規模の縮小など、要介護者を支えてきた家族の状況の変化に対応するため、社会全体で高齢者介護を支えるしくみとして、平成 12 年 4 月に介護保険制度が創設され、令和 2 年度には 21 年目を迎えました。この間、介護サービス利用者が増加するとともに、居宅サービス及び施設サービスに加えて、地域密着型サービスも整備され、介護保険制度は老後の安心を支えるしくみとして広く定着してきました。

高齢者福祉総合計画・介護保険事業計画(以下、本計画という)は、高齢者を取り巻く様々な課題に的確に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる社会を実現するため、墨田区が目指す基本的な目標を定め、その実現に向けて取り組むべき施策を明らかにすることを目的としています。本計画を策定することで、高齢者福祉の総合的な展開を図るとともに、介護保険制度の円滑な運営に取り組んできました。

令和 2 年の介護保険法の改正に伴い、令和 3 年度からの本計画は、団塊の世代が全て 75 歳以上の後期高齢者に移行する令和 7 年や、団塊ジュニア世代が 65 歳を迎え、国内で高齢者が最も多くなると想定される令和 22 年を見据え、多様かつ複雑化すると想定されるニーズにも対応できるよう、長期的な視点に立って 介護予防(健康づくり)・地域づくりの推進、 地域包括ケアシステムの推進、 介護現場の革新を進めることに なっています。

本計画は、区が平成 28 年 6 月に策定した『墨田区基本計画 2016 (平成 28)年度 ~ 2025 (令和 7)年度』を上位計画とし、これまでの施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、高齢者の自立を支援するとともに介護が必要になっても重度化を防止しながら、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう、PDCA サイクル(計画、実行、評価、見直し)の継続的な実行に基づき、『第 7 期計画』を見直し策定するものです。区は保険者としての機能を発揮し、介護保険制度の持続可能性を確保するとともに、地域包括ケアシステムを充実させ、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進めます。

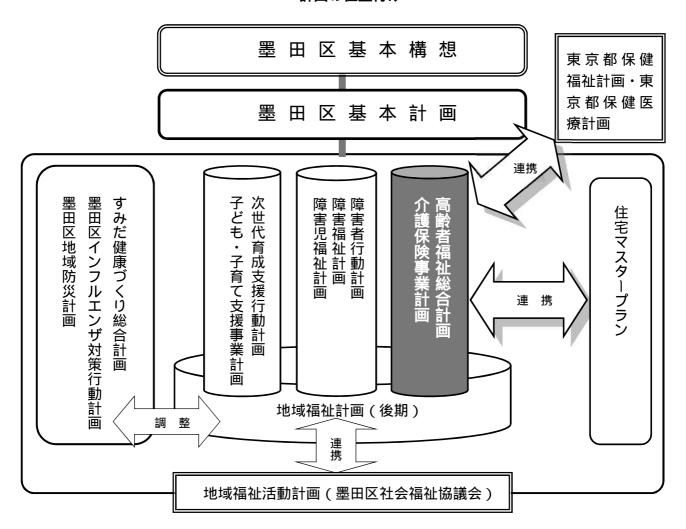
2 計画の性格と位置付け

高齢者福祉総合計画は、墨田区における高齢者福祉施策に関する基本計画であり、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。この計画では、区の高齢者福祉施策の方向性を明らかにしています。

また、第8期介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画であり、令和7年の介護保険サービスの水準を明らかにしながら、令和3年度から令和5年度までの介護保険事業運営に必要な介護保険費用及び保険給付費、第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料等を定めています。

区では、高齢者の福祉施策を総合的に推進するため、両計画を一体的な計画として策定するとともに、『墨田区基本構想』や『墨田区基本計画』を上位計画とし、『墨田区地域福祉計画』等と整合を図っています。また、『墨田区インフルエンザ対策行動計画』、『墨田区地域防災計画』とも整合を図ります。さらに、東京都が策定する「東京都保健福祉計画」及び「東京都保健医療計画」との整合性も確保します。

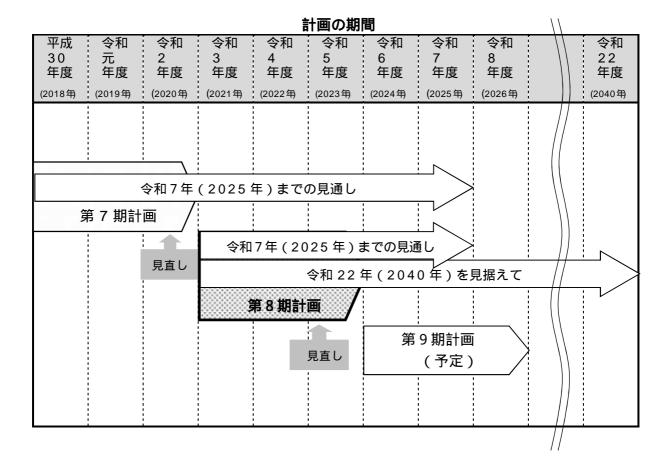
計画の位置付け



3 計画の期間

『第8期計画』の計画期間は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年ですが、令和7(2025)年度、令和22(2040)年度までの中長期的な介護給付・介護保険料の水準も推計して記載することとし、中長期的な視点に立った施策の展開を図るものとしています。

計画の最終年度の令和 5 (2023) 年度に見直しを行い、令和 6 (2024) 年度を計画の始期とする『第 9 期計画』を策定する予定です。



4 計画の策定体制

(1)墨田区介護保険事業運営協議会等の審議

本計画の策定にあたっては、「墨田区介護保険事業運営協議会」において協議・検討を行いました。また、墨田区介護保険事業運営協議会の作業部会である「墨田区介護保険事業 運営協議会サービス部会」においても、随時検討を進めました。

協議会は、学識経験者や区内関連団体代表等から構成され、公募区民も委員として参加 しています。協議会での検討を通じて、専門家、関連団体、区民等の意見を反映する体制 を確保しました。

また、地域密着型サービスの質の確保、サービスの適正な運営及びサービス事業者の公正、公平な指定を図るための「墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会」及び高齢者支援総合センター(地域包括支援センター)の公正・中立性を確保し、円滑かつ適切な運営を図るための「墨田区地域包括支援センター運営協議会」においても随時検討を行い、それぞれの会議体で出された意見等を「墨田区介護保険事業運営協議会」に報告しながら策定作業を進めました。

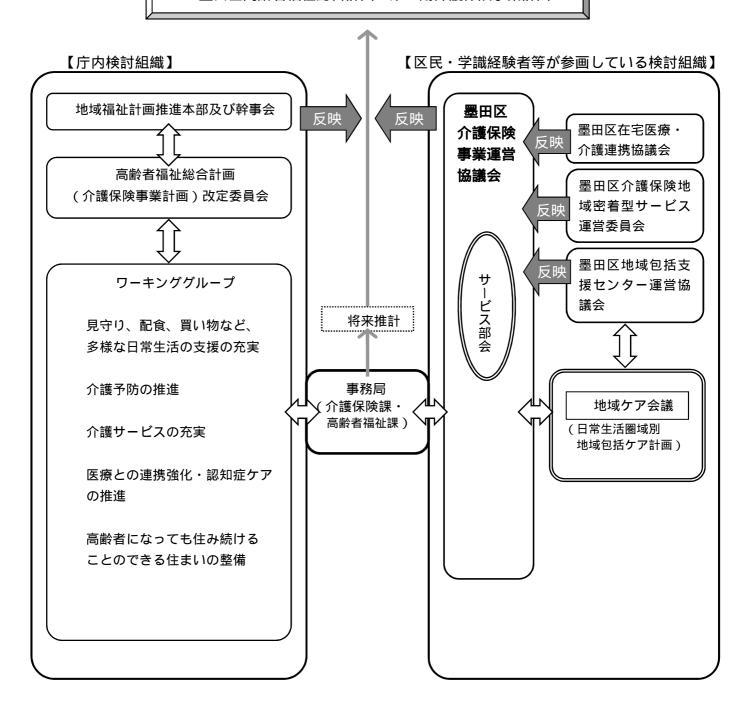
(2) 庁内検討体制

庁内に、「地域福祉計画推進本部」及び幹事会、「高齢者福祉総合計画(介護保険事業計画)改定委員会」を設置し、計画策定について検討を進めました。

また、「高齢者福祉総合計画(介護保険事業計画)改定委員会」の下に、「 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の支援の充実」、「 介護予防の推進」、「 介護サービスの充実」、「 医療との連携強化」、「 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの整備」といった分野ごとの検討を行うため、ワーキンググループを設置し、各分野の課題や解決策について検討を行いました。

第8期計画の策定体制

墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画



(3)区民の意見の反映等

本計画の策定にあたっては、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査や 介護サービス事業所調査を実施し、区民の意見や生活実態の把握に努めました。

また、高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画(中間のまとめ)について、区報で高齢者福祉・介護保険特集号を発行するとともに、地域説明会やパブリック・コメント制度により区民の意見や要望を募りました。

区民の意見の反映方法

区分	内容
固合の実施	
	調査対象:区内の在宅で生活している要支援・要介護認定を受けてい
区報への掲載	号)において掲載
パブリック・ コメントの	令和 2 年 月 日から 月 日までの間、「中間のまとめ」をホームページ・ 庁舎窓口で公開 買問・意見 件
実施等	令和 2 年 12 月に区内 か所で「中間のまとめ」の地域説明会を開催 出席者数 人

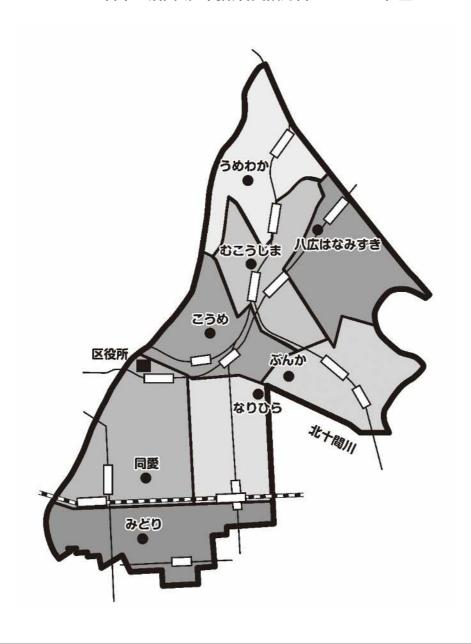
5 日常生活圏域

日常生活圏域は、身近な地域に様々なサービス拠点を整備し、要介護状態や認知症になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護サービス基盤の整備を進めるために取り入れられた考え方です。

区では、『第6期計画』から、日常生活圏域を、中学校区に準じた高齢者支援総合センターの担当区域である8つに設定し、高齢者の生活圏に密着したきめ細やかな地域づくりを進めてきました。

『第8期計画』においては、「みどり」、「同愛」、「なりひら」、「こうめ」、「むこうじま」「うめわか」、「ぶんか」、「八広はなみずき」の8つの日常生活圏域で高齢者施策を展開し、団塊の世代が75歳以上となる令和7年に向け、介護予防、認知症施策、在宅医療・介護連携、高齢者の居住に係る施策との連携など、高齢者の生活圏域に合わせた地域づくりをより一層進めます。

日常生活圏域と高齢者支援総合センターの位置



6 円滑な計画の推進

本計画は、高齢者を取り巻く保健・医療・福祉・介護に係る様々な事業の推進のほか、 社会参加や健康づくり・介護予防・生きがいづくり、住宅、防災等の各分野における取組 までを含むものです。

これらの事業の推進には、行政のみならず区民、事業者、関係機関・団体等がそれぞれ の役割と連携のもとに協働して取り組む必要があります。

(1) 推進体制

区では、これまでも利用者の立場に立って高齢者福祉施策の充実に取り組んできました。本計画の実施にあたっては、計画の進捗状況や評価、サービスの利用状況などを検討するとともに、区民の意見を反映するために、毎年度、墨田区介護保険事業運営協議会、墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会及び墨田区地域包括支援センター運営協議会に報告します。また、墨田区介護保険事業運営協議会において本計画の進行管理を行います。

(2)計画の進行管理と点検

本計画の的確な進行管理を行うため、毎年度、各事業の目標達成状況や評価、サービス利用の状況などについて点検を行い、区報やホームページを通して区民に公表します。

第2章

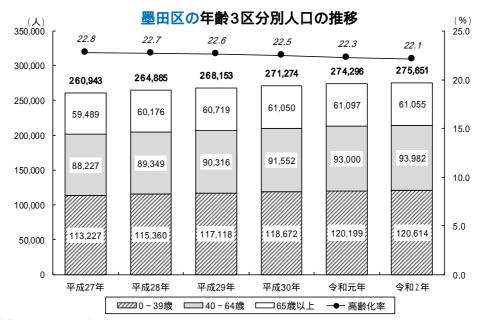
高齢者をとりまく状況

1 高齢者の現状

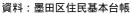
(1)人口・高齢者人口

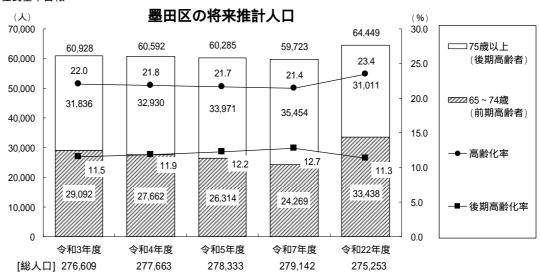
人口の推移と将来推計について

人口は、平成 27 年以降微増傾向で推移しており、令和 2 年 10 月 1 日現在 275,651 人で、平成 27 年に比べて 14,708 人、5.6%増加しています。そのうち、65 歳以上の 高齢者人口は 61,055 人で、高齢化率は 22.1%となっています。また、将来推計人口を みると、令和 7 年度には 279,142 人、令和 22 年度には 275,253 人、高齢化率は 23.4%まで増加することが見込まれています。



(注)各年10月1日現在である。





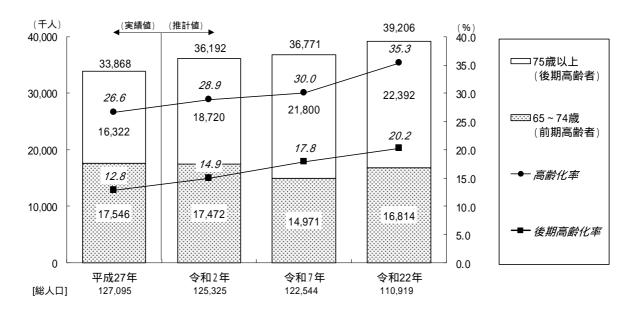
資料:墨田区独自の推計

【参考】日本の将来推計人口について

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口(平成29年推計)」によると、わが国の人口は今後も減少し続け、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者に移行する令和7年には約1億2,300万人で、高齢化率は30.0%、後期高齢化率は17.8%まで上昇することが予測されています。

また、全ての団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年には、総人口が約 1 億 1,000 万人、高齢化率が 35.3%、後期高齢化率は 20.2%まで上昇し、今後 65~74 歳の前期高齢者は一旦減少するものの、再び増加することが見込まれており、75 歳以上の後期高齢者は一貫して増加し続けます。

日本の将来推計人口



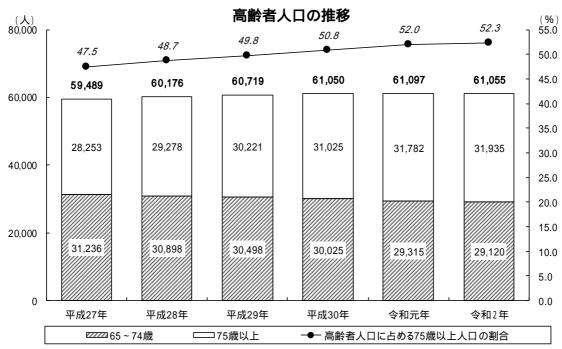
(注)平成27年は実績値である。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」

高齢者人口と将来推計について

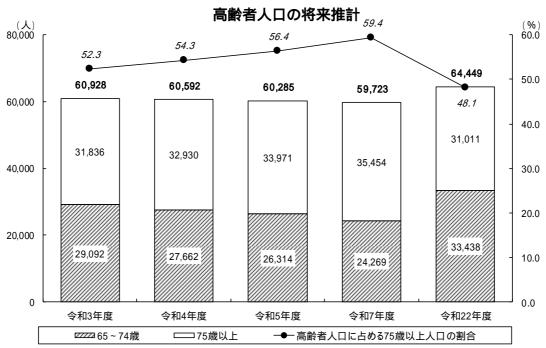
高齢者人口は年々増加しており、令和 2 年では 61,055 人となっています。高齢者人口を 65~74 歳の前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者に区分してみると、平成 27 年以降、前期高齢者が 6.8%減少、後期高齢者が 13.0%増加しており、後期高齢者の増加が顕著です。

また、高齢者の将来推計人口をみると、令和 7 年度には 59,723 人まで減少することが見込まれているものの、全ての団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度には再び増加し、64,449 人になると見込まれます。



(注)各年10月1日現在である。

資料:墨田区住民基本台帳



資料:墨田区独自の推計

日常生活圏域別に高齢者人口及び 75 歳以上人口をみると、高齢者人口、75 歳以上人口ともにぶんか地区で最も多くなっています。また、高齢化率、後期高齢化率ともにうめわか地区で最も高くなっています。

日常生活圏域別高齢者人口及び75歳以上人口の現状

区分	町 名	人口	高齢者人口 高齢化率	うち75歳以上 後期高齢化率
みどり	両国、千歳、緑、立川、 菊川、江東橋	50,916人	7,727人 15.2%	3,698人 7.3%
同愛	横網、亀沢、石原、本所、 東駒形、吾妻橋	42,118人	7,977 人 18.9%	4,129 人 9.8%
なりひら	錦糸、太平、横川、業平	35,099人	7,079 人 20.2%	3,617人 10.3%
こうめ	向島、押上	26,727人	6,030人 22.6%	3,159人 11.8%
むこうじま	東向島一、二、三、五、六 丁目、京島	34,092人	8,609人 25.3%	4,600 人 13.5%
うめわか	堤通、墨田、東向島四丁目	28,563人	8,346 人 29.2%	4,471 人 15.7%
ぶんか	文花、立花	32,013人	8,913 人 27.8%	4,699 人 14.7%
八広 はなみずき	八広、東墨田	24,768人	6,416 人 25.9%	3,409 人 13.8%

(注)令和元年10月1日現在である。

資料:墨田区住民基本台帳

(2) 高齢者のいる一般世帯数

高齢者のいる一般世帯数

高齢者のいる一般世帯数は年々増加しており、平成 27 年 10 月 1 日現在 41,161 世帯となっています。このうち、高齢単身世帯数が 15,257 世帯、高齢夫婦世帯数が 10,141 世帯、その他の世帯数が 15,763 世帯となっており、平成 12 年以降とりわけ高齢単身世帯が増加しています。

高齢者のいる一般世帯数の推移

(単位:世帯)

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
一般世帯数	93,583	107,245	120,504	130,678
高齢者のいる一般世帯数	28,638	33,716	37,565	41,161
高齢単身世帯数	7,752	10,626	12,590	15,257
高齢夫婦世帯数	7,415	8,663	9,230	10,141
その他の世帯数	13,471	14,427	15,745	15,763
一般世帯数に占める高齢者 のいる一般世帯数の割合	30.6%	31.4%	31.2%	31.5%
高齢者のいる一般世帯数に占める 高齢単身世帯数の割合	27.1%	31.5%	33.5%	37.1%

資料:総務省『国勢調査報告』

高齢者の世帯構成

家族構成は、「夫婦 2 人暮らし(配偶者 65 歳以上)」が 33.8%で最も多く、「夫婦 2 人暮らし(配偶者 64 歳以下)」(3.4%)と回答した人も含めると、"夫婦 2 人暮らし"が 37.2%を占めており、次いで「1 人暮らし」が 26.2%、「息子・娘との 2 世帯」が 16.5% となっています。

家族構成



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

(3)介護・介助の状況

介護・介助の必要性

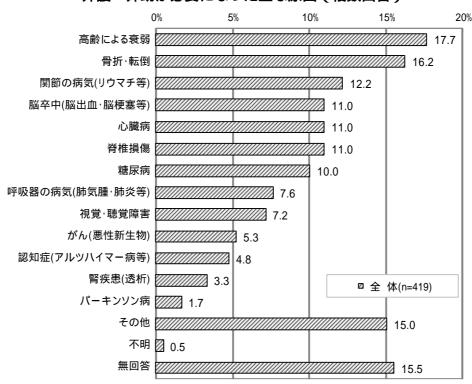
介護・介助の必要性は、「介護・介助は必要ない」が 79.0%、「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない」と「現在、何らかの介護を受けている」を合わせた"介護・介助が必要である"と回答した人が 15.5%となっています。

介護・介助の必要性

資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

介護・介助が必要になった主な原因

"介護・介助が必要である"と回答した人の介護・介助が必要になった主な原因は、「高齢による衰弱」が17.7%で最も多く、次いで「骨折・転倒」が16.2%、「関節の病気(リウマチ等)」が12.2%、「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」、「心臓病」、「脊椎損傷」がそれぞれ11.0%となっています。



介護・介助が必要になった主な原因(複数回答)

資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

(4) 住まいの状況

墨田区の住宅戸数

人口の増加に伴い区内の住宅数も増加しており、平成30年10月1日現在154,720戸で、平成10年以降増加傾向にあります。このうち、居住世帯がある住宅が136,710戸で全体の88.4%、居住者のいない住宅(一時現在者のみ¹と空き家、建築中を含む。)が11.6%となっています。

空き家は 16,160 戸 (全体の 10.4%) となっています。

住宅数の推移

(単位:戸)

区分	平成 10 年	平成 15 年	平成 20 年	平成 25 年	平成 30 年
住宅総数	99,530	111,280	126,050	140,210	154,720
居住世帯あり	85,180	98,390	114,120	124,060	136,710
一時現在者のみ	1,620	1,960	480	520	1,710
空き家	12,600	10,830	11,430	15,570	16,160
建築中	130	100	20	70	140

(注)端数処理を行っているため、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

資料:総務省統計局『住宅・土地統計調査』

墨田区の高齢者の住宅事情

高齢者の住宅事情をみると、65歳以上の単身普通世帯²では借家が約5割を占めているのに対し、65歳以上の夫婦普通世帯では持ち家が7割を超えています。

借家の 1 か月当たり家賃の平均は、平成 25 年に比べ、平成 30 年では高齢夫婦の区分を除き、全て増加しています。平成 30 年の全世帯の 1 か月当たり家賃は、81,659 円であるのに対し、65 歳以上の者のみの世帯では 55,331 円、65 歳以上の単身者では 57.972 円となっています。

高齢者の住宅事情

(単位:戸)

				借家				
区分	総数	持ち家	計	公営・都 市再生機 構・公社 の借家	民営 借家	給与 住宅	住宅以外 に居住	
65 歳以上単身普通世帯	15,590	7,450	8,120	2,260	5,680	180	-	
65 歳以上夫婦普通世帯	8,960	6,670	2,280	1,510	670	100	10	

資料:総務省統計局「平成 30 年住宅·土地統計調查」

借家の1か月当たり家賃の平均

区分	1 か月当たり家賃(H25)	1 か月当たり家賃(H30)
借家に居住する主世帯 ³	75,058 円	81,659 円
65 歳未満の単身	75,123 円	75,195 円
: 65 歳以上の単身	47,278 円	57,972 円
うち 75 歳以上の単身	38,241 円	52,658 円
高齢夫婦	60,609 円	47,857 円
高齢夫婦のいる世帯	63,007 円	74,802 円
65 歳以上の者のみの世帯	50,058 円	55,331 円

1 昼間だけ使用している、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこに普段居住している者が一人もいない住宅をいう。

² 住居と生計をともにしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者

^{3 1} 住宅に 1 世帯が住んでいる場合はその世帯を「主世帯」といい、1 住宅に 2 世帯以上住んでいる場合には、そのうちの主な世帯(家の持ち主や借り主の世帯など)を「主世帯」とし、他の世帯を「同居世帯」とする。

(5) 近所付き合いや地域のつながりの状況

地域のつながりの必要性

地域のつながりの必要性は、「とても必要だと思う」と「どちらかと言えば必要だと思う」を合わせた"必要だと思う"が82.1%、「どちらかと言えば必要ないと思う」と「必要ないと思う」を合わせた"必要ないと思う"が12.9%となっています。

地域のつながりの必要性

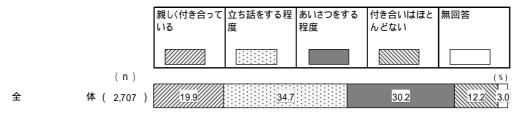


資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

近所付き合いの程度と付き合いがない理由

近所付き合いの程度は、「立ち話をする程度」が34.7%で最も多く、次いで「あいさつをする程度」が30.2%、「親しく付き合っている」が19.9%、「付き合いはほとんどない」が12.2%となっています。

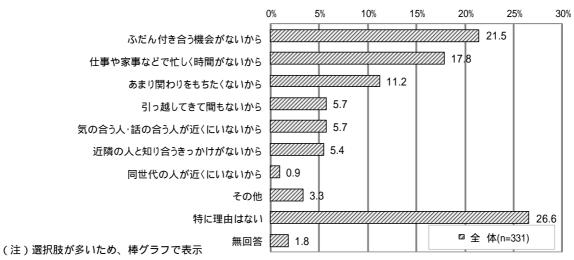
近所付き合いの程度



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

前問で「付き合いはほとんどない」と回答した人の付き合いがない主な理由は、「特に理由はない」が26.6%を占めている中で、「ふだん付き合う機会がないから」が21.5%で最も多く、次いで「仕事や家事などで忙しく時間がないから」が17.8%、「あまり関わりをもちたくないから」が11.2%となっています。

付き合いがない主な理由



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和 2 年 3 月

2 介護予防の状況

(1) 生活機能評価

『介護予防・日常生活圏域ニーズ調査』では、介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の対象者とする際の判定に用いる基本チェックリストの設問を用いて、各リスク該当者と老研式活動能力指標 4の割合を算出しました。

リスク該当者

調査結果から各リスク該当者の割合をみると、転倒(25.5%)、口腔機能の低下(25.2%)、つつ(18.0%)、運動器の低下(17.4%)のリスクを抱えた高齢者がそれぞれ全体の 2~3割を占めており、閉じこもり、低栄養、認知機能の低下のリスク該当者も含めて考えると、何らかの介護予防を必要とする高齢者も一定の割合でみられます。

該当 非該当 無回答 (n) (%) リスク該当者(2,707) 1.7 80.9 転倒リスク該当者(2,707) 72.6 2.0 閉 じ こ も り の (2,707) 10.2 87.8 2.0 低 栄 養 の (2,707) 1.8 1.8 1.8 95.5 2.6 リスク該当者(2,707) 口腔機能低下の 72.3 2.5 認 知 機 能 の (2,707) 3.0 低 下 リ ス ク 該 当 者 (2,707) 95.0 2.0 うつのリスク該当者(2,707) // 18.0 :80.3

各リスク該当者の割合

資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

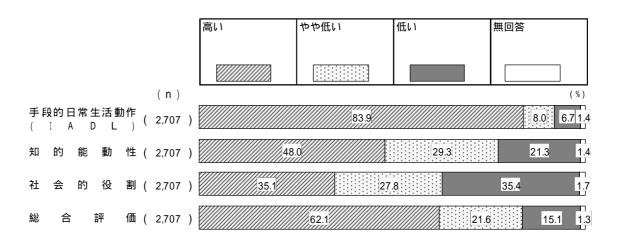
_

⁴ 東京都老人総合研究所(現東京都健康長寿医療センター研究所)が開発した指標で、手段的日常生活動作(IADL)、知的能動性、社会的役割の3つの下位項目を評価

老研式活動能力指標

調査結果から老研式活動能力指標をみると、手段的日常生活動作 5の割合に比べて、知的能動性 50や社会的役割 57の割合が「やや低い」、又は「低い」人が多くなっており、総合評価 58は、「高い」人が 52.1%、「やや低い」人が 51.6%、「低い」人が 151.1%となっています。

老研式活動能力指標



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

_

⁵ 調査票の「バスや電車を使って1人で外出していますか(自家用車でも可)」、「自分で食品・日用品の買物をしていますか」、「自分で食事の用意をしていますか」、「自分で請求書の支払いをしていますか」及び「自分で預貯金の出し入れをしていますか」の設問で、「できるし、している」又は「できるけどしていない」と回答した人に1点、「できない」と回答した人に0点とし、5点が「高い」、4点が「やや低い」、0~3点が「低い」として算出

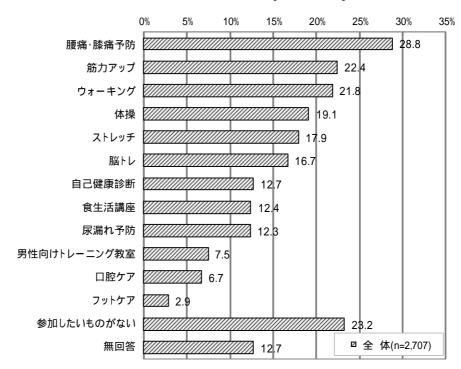
 $^{^6}$ 調査票の「年金などの書類が書けますか」、「新聞を読んでいますか」、「本や雑誌を読んでいますか」及び「健康についての記事や番組に関心がありますか」の設問で「はい」に 1 点、「いいえ」に 0 点とし、4 点が「高い」、3 点が「やや低い」、0 ~ 2 点が「低い」として算出

⁷ 調査票の「友人の家を訪ねていますか」、「家族や友人の相談にのっていますか」、「病人を見舞うことができますか」及び「若 い人に自分から話しかけることがありますか」の設問で「はい」に 1 点、「いいえ」に 0 点とし、4 点が「高い」、3 点が「やや 低い」、0~2 点が「低い」として算出

⁸ 上記の手段的日常生活動作(IADL)、知的能動性、社会的役割の状況の評価項目の合計点(13点満点)で評価し、11点以上が「高い」、9~10点が「やや低い」、8点以下が「低い」として評価

(2)参加してみたい介護予防活動

参加してみたい介護予防活動は、「腰痛・膝痛予防」が28.8%で最も多く、次いで「筋力アップ」が22.4%、「ウォーキング」が21.8%、「体操」が19.1%、「ストレッチ」が17.9%となっています。

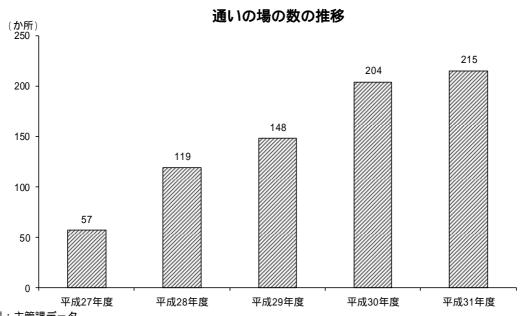


参加してみたい介護予防活動(複数回答)

資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

(3) 通いの場の数の推移

住民主体の通いの場は、平成 27 年度から平成 31 年度にかけて 158 か所増加しており、平成 31 年度末現在で 215 か所となっています。



3 在宅療養の状況

(1) 在宅療養の希望

今後の生活場所

今後の生活場所は、「わからない」が 16.0%を占めている中で、「在宅サービスを利用しながら自宅で生活したい」が 32.4%で最も多く、「家族などの介護を受けながら自宅で生活したい」(20.4%)も含めると、在宅での生活を希望している人が半数を占めています。 これに対し、「有料老人ホームや特別養護老人ホームなどの施設に入所したい」は 13.0%、「サービスを受けられる小規模施設などを利用しながら生活したい」は 11.0%となっています。

在宅サー 有料老人 家族など サービスを その他 わからない無回答 の介護を ビスを利用ホームや 受けられる しながら自 特別養護 受けながら 小規模施 自宅で生 宅で生活し 老人ホー 設などを利 活したい たい ムなどの 用しながら 施設に入 生活したい 所したい (n) 13.0 体 (2,707) 32.4 11.081.1 6.1

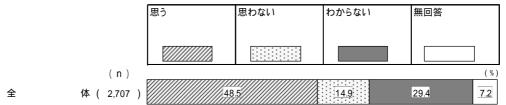
今後の生活場所

資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

在宅療養の希望の有無

長期の療養が必要になった場合の在宅療養の希望の有無は、「わからない」を除くと、「思う」が48.5%、「思わない」が14.9%となっています。

在宅療養の希望の有無



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

在宅療養の実現性と実現が難しいと思う理由

理想として自宅で療養を続けたいと「思う」と回答した人の自宅での療養の実現性は、「実現可能だと思う」が 31.2%、「実現は難しいと思う」が 39.0%、「わからない」が 26.6%となっています。

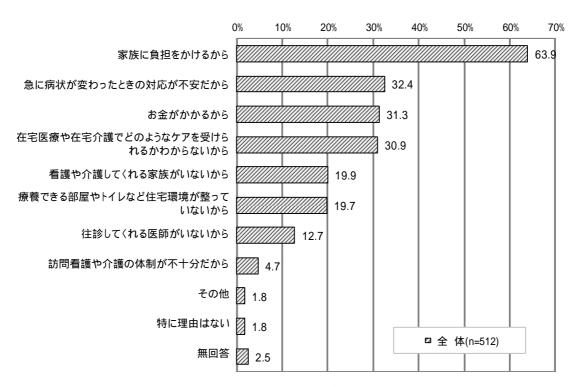
在宅療養の実現可能性



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

在宅療養の「実現は難しいと思う」と回答した人の実現が難しい理由は、「家族に負担をかけるから」が 63.9%で最も多く、次いで「急に病状が変わったときの対応が不安だから」が 32.4%、「お金がかかるから」が 31.3%、「在宅医療や在宅介護でどのようなケアを受けられるかわからないから」が 30.9%、「看護や介護してくれる家族がいないから」が 19.9%となっています。

在宅療養の実現が難しいと思う理由(複数回答)



資料:墨田区『令和元年度墨田区介護予防・日常生活圏域ニーズ調査報告書』令和2年3月

(1) 被保険者数及び要介護認定者数

第1号被保険者数の状況と将来推計

第 1 号被保険者数は、令和元年 9 月末現在 61,817 人で、平成 26 年に比べて 5.1% 増加しています。

第 1 号被保険者を 65~74 歳の前期高齢者と 75 歳以上の後期高齢者に区分してみると、平成 26 年から令和元年の 6 年間に前期高齢者は 5.3%減少、後期高齢者は 17.5% 増加しています。

また、第 1 号被保険者数の見込みをみると、令和 7 年度には 60,465 人まで減少することが見込まれているものの、全ての団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年度には再び増加し、65,249 人になると見込まれます。

第1号被保険者数の推移

(単位:人)

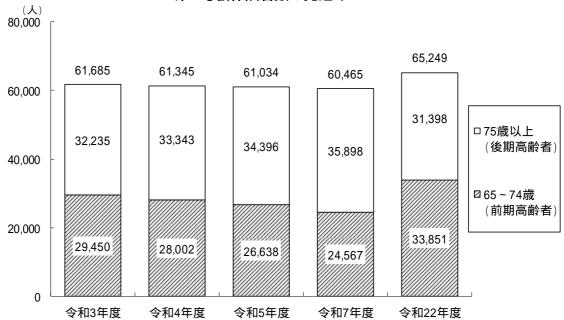
区 分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
65~74 歳	31,099	31,295	31,006	30,631	30,157	29,446
75 歳以上	27,555	28,559	29,686	30,672	31,547	32,371
合 計	58,654	59,854	60,692	61,303	61,704	61,817
(再掲)外国人	398	428	449	495	524	561
(再掲)住所地特例	436	473	644	723	786	876

(注)1. 各年9月末現在である。

2.被保険者が他区市町村の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設に住所を移した場合、現住所地(施設所在地)の市町村ではなく、例外として施設入所前の住所地の区市町村(保険者)の介護保険被保険者になることを住所地特例という。施設所在地の区市町村に財政負担が集中することを防ぐ目的で設けられた制度である。

資料:『介護保険事業状況報告』

第1号被保険者数の見込み



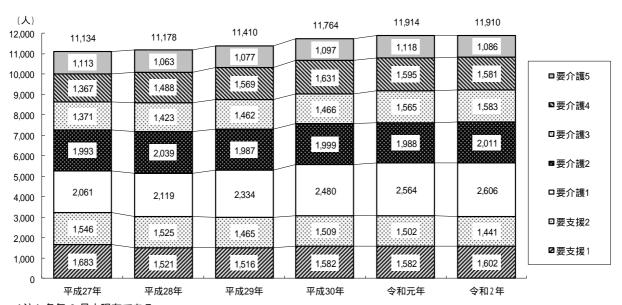
資料:墨田区独自の推計

要支援・要介護認定者数の推移と将来推計

要支援・要介護認定者数は増加傾向となっており、令和2年9月末現在で11,910人となっています。

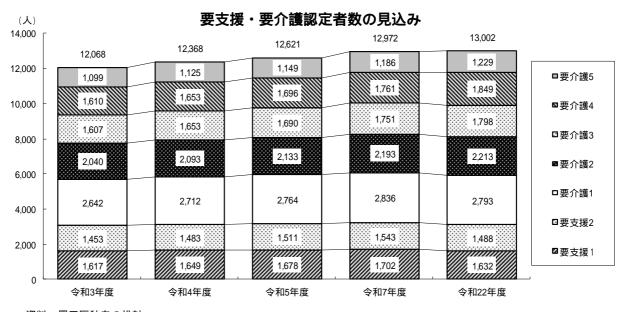
要支援 1・2 をみると、平成 28 年度の総合事業の開始に伴い減少していたものの、平成 30 年より再び増加しています。また、平成 27 年から令和 2 年にかけて要介護 1 の増加が顕著です。

また、令和3年度から令和22年度の要支援・要介護認定者数の見込みをみると、その総数は年々増加が見込まれ、令和22年度で13,002人、特に要介護3・4・5の伸び率が高くなっています。



介護度別要支援・要介護認定者数の推移

(注) 各年 9 月末現在である。 資料: 『介護保険事業状況報告』



資料:墨田区独自の推計

【参考】調整済み認定率 (要介護度別)

作成中

認知症高齢者数

日常生活自立度 ⁹以上の認知症高齢者数は、令和元年 10 月 1 日現在 7,668 人で、 平成 23 年度に比べて 49.5%増加しています。

年齢別にみると、加齢に伴い認知症になるリスクが高くなっており、85 歳~89 歳では35.6%、90 歳以上では60.5%となっています。

年齢別日常生活自立度 以上の認知症高齢者数の推移

(単位:人)

区分	総数	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90歳以上
平成23年度	5,129	257	440	732	1,151	1,296	1,253
平成23年度	9.7%	1.8%	3.3%	6.6%	15.7%	30.5%	55.3%
平成25年度	5,954	298	509	861	1,300	1,519	1,467
十八人25千尺	10.5%	1.9%	3.5%	7.4%	16.4%	33.1%	59.3%
平成27年度	6,556	310	574	888	1,486	1,671	1,627
平成27年度	11.0%	1.8%	4.0%	7.5%	17.0%	33.7%	58.8%
平成29年度	7,161	318	552	942	1,704	1,872	1,773
十八乙3十尺	11.8%	1.9%	4.0%	7.6%	18.1%	34.9%	58.7%
令和元年度	7,668	289	541	1,087	1,694	2,074	1,983
マ和ル牛皮	12.6%	2.0%	3.7%	8.3%	17.8%	35.6%	60.5%

(注)1.下段は、各年齢別人口に対する構成比である。

2. 構成比は、各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口で算出した。

資料:介護保険課調べ

٠

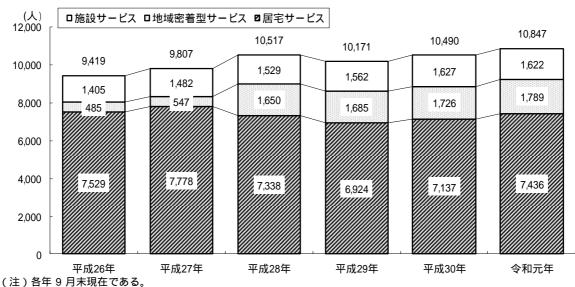
⁹ 日常生活自立度 とは、日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思の疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば、自立できる状態のことである。

(2)介護保険サービス利用状況

介護(予防)サービスの利用者数

介護(予防)サービス利用者数は、令和元年 9 月末現在 10,847 人で、要支援・要介護認定者数の約 9 割を占めています。サービス別にみると、居宅サービス利用者数は 7,436 人(全体の 68.6%) 地域密着型サービス利用者数は 1,789 人(同 16.5%) 施設サービス利用者数は 1,622 人(同 15.0%)となっています。

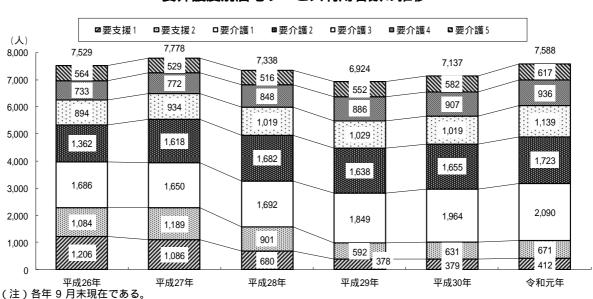
平成 28 年 4 月からの制度改正により、定員 18 名以下の小規模の通所介護が居宅サービスから地域密着型サービスに移行した影響で地域密着型サービスが増加しています。また、居宅サービスが減少していましたが、平成 29 年を底に令和元年にかけて再び増加しています。



介護(予防)サービス利用者数の推移

、注)台中 9 月末現住である。 資料:『介護保険事業状況報告』

このうち、居宅サービス利用者を要介護度別にみると、平成 26 年から令和元年にかけて、要介護 4 の利用者の増加率が 27.7%と最も高くなっています。

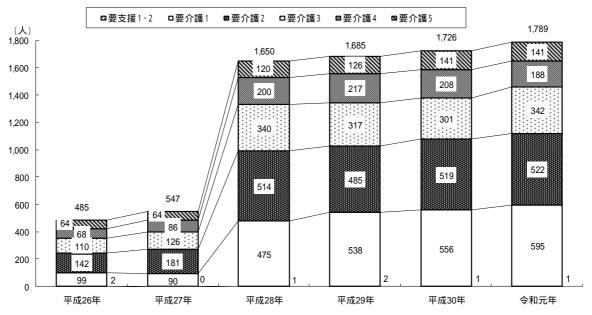


要介護度別居宅サービス利用者数の推移

資料:『介護保険事業状況報告』

地域密着型サービス利用者数は、平成 28 年の地域密着型通所介護の創設に伴い、年々増加傾向となっており、令和元年で 1,789 人となっています。特に、平成 26 年から令和元年にかけて、要介護 1 の伸び率が高くなっています。

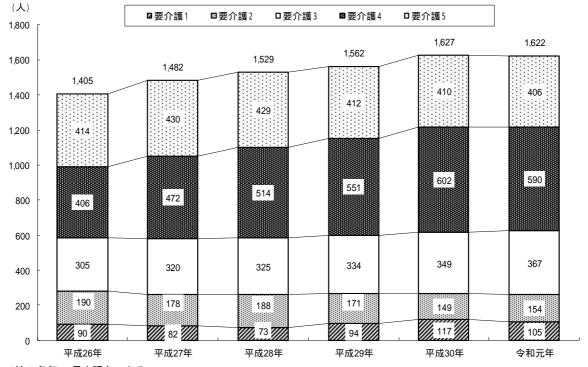
要介護度別地域密着型サービス利用者数の推移



(注) 各年9月末現在である。 資料:『介護保険事業状況報告』

また、施設サービス利用者数は年々増加傾向にあり、令和元年で 1,622 人となっています。特に、平成 26 年から令和元年にかけて、要介護 4 の伸び率が高くなっています。

要介護度別施設サービス利用者数の推移



(注) 各年 9 月末現在である。 資料:『介護保険事業状況報告』 総合事業の利用者数の推移をみると、平成29年から令和元年にかけて「通所サービス(従前)」、「訪問サービス(従前)」で実人数および延利用者数が増加しています。

総合事業の利用者数の推移

□ /\	平成29年		平成30年		令和元年	
区分	実人数	延利用者数	実人数	延利用者数	実人数	延利用者数
通所サービス(従前)	1,119	14,382	1,219	14,619	1,256	15,076
通所サービスA	44	523	37	433	14	164
通所サービスC	55	518	42	424	39	369
訪問サービス(従前)	954	11,442	990	11,874	1,095	13,137
訪問サービスB	45	544	44	522	43	370
訪問サービスC	25	106	15	73	7	22

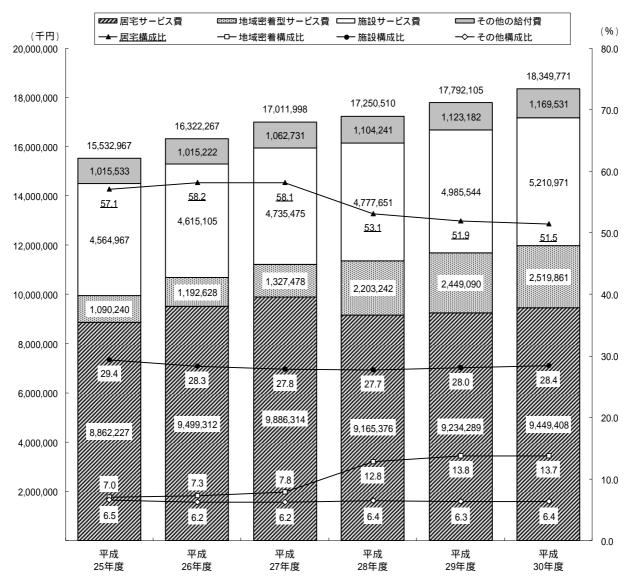
⁽注)通所サービス(従前)通所サービスA、訪問サービス(従前)の実人数については、延利用者数を12か月で割った平均である。

介護給付費の状況

介護給付費は、介護サービスの利用者数の増加に伴い年々増加しており、平成 30 年度 は約 183 億円となっています。

介護保険給付費の内訳をみると、平成30年度の居宅サービス費が約94億円(全体の51.5%) 地域密着型サービス費が約25億円(同13.7%) 施設サービス費が約52億円(同28.4%)となっています。また、平成28年度に小規模の通所介護が居宅サービスから地域密着型サービスに移行したため、地域密着型サービス費及び構成比は増加傾向となっています。

介護給付費の推移(年間)



- (注)1.施設サービス費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の給付費の合計
 - 2.その他の給付費は、特定福祉用具購入費と住宅改修費、高額介護サービス費、高額医療合算サービス費、審査支払手数料及び特定入所者介護サービス費の合計

資料:『介護保険事業状況報告(年報)』

介護保険サービスを利用していない理由

介護保険サービスを「利用していない」と回答した人の利用していない理由は、「現状で は、サービスを利用するほどの状態ではない」が38.8%で最も多く、次いで「家族が介 護するため必要ない」が 24.7%、「本人にサービス利用の希望がない」が 22.0%、「住宅 改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」が11.8%となっています。

要介護度別にみると、要支援 1・2 では「現状では、サービスを利用するほどの状態で はない」(43.7%)、「家族が介護するため必要ない」(17.2%)が多く、要介護 1・2 で は「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」(43.1%)「本人にサービス利 用の希望がない(32.8%) 要介護 3・4・5 では「家族が介護するため必要ない(34.7%) 「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」(22.4%)が多くなっています。

介護保険サービスを利用していない理由(複数回答)

(単位:%) 現状では、 がない 本人にサージ い家族が介護するため必要な きや利用方法がわからないサービスを受けたいが手続 スに不満があった! その他 無回答 回答者数 住宅改修、 できない、 購入のみを利用するため 利用料を支払うのが難しい 利用したいサービスが利用 前 るほどの状態ではない状では、サービスを利用 3 身近にない 福祉用具貸与 ビス利用の希望 \boxtimes 分 たサ ー ビ 24.7 体 255 38.8 22.0 11.8 6.3 5.5 4.7 2.4 9.4 12.9 9.2 要支援1・2 111 43.717.2 11.5 4.6 5.7 4.6 1.1 8.0 21.8 5.2 172 25.9 32.8 2.6 要介護1・2 43.1 9.5 7.8 3.4 8.6 9.5

22.4

6.1

6.1

20.4 資料:墨田区『令和元年度墨田区在宅介護実態調査報告書』令和2年3月

34.7

16.3

在宅介護の実態

ア 主な介護者の年齢

要介護3・4・5

主な介護者の年齢は、「60代」が 29.1%で最も多く、「50代」(27.7%) と回答した人も含めると、50~60代 が約6割を占めており、次いで「70代」 が 16.8%、「80 歳以上」が 13.8%、 「40代」が7.6%となっています。

67

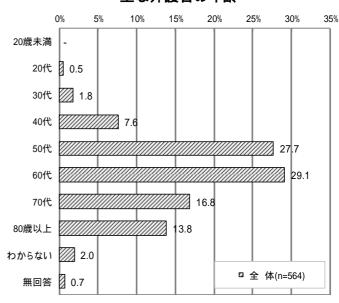
主な介護者の年齢

10.2

2.0

14.3

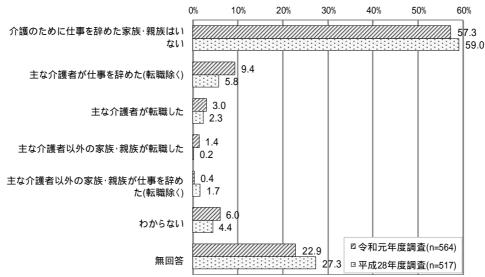
4.1



イ 過去1年の間に介護を主な理由とした離職状況

過去 1 年間に介護を主な理由とした離職状況は、「介護のために仕事を辞めた家族・親 族はいない」が57.3%で最も多い中で、家族や親族の離職状況をみると、「主な介護者が 仕事を辞めた(転職除く)」が9.4%、「主な介護者が転職した」が3.0%、「主な介護者以 外の家族・親族が転職した」が 1.4%、「主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転 職除く)」が0.4%となっています。

平成 28 年度調査と比較すると大きな差異はないものの、「主な介護者が仕事を辞めた (転職除く)」が3.6 ポイント増加しています。



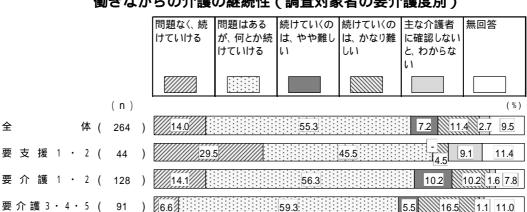
過去1年の間に介護を主な理由とした離職状況(複数回答)

資料:墨田区『令和元年度墨田区在宅介護実態調査報告書』令和2年3月

ウ 働きながらの介護の継続性

今後も働きながらの介護の継続性は、「問題なく、続けていける」と「問題はあるが、何 とか続けていける」を合わせた"何とか続けていける"が69.3%であるのに対し、「続け ていくのは、やや難しい」と「続けていくのは、かなり難しい」を合わせた"続けていく のは難しい"が18.6%となっています。

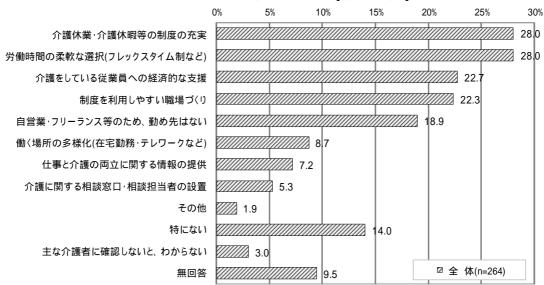
調査対象者の要介護度別にみると、全体と比べて要介護 1・2、要介護 3・4・5 では " 続けていくのは難しい "(それぞれ 20.4%、22.0%) が多くなっています。



働きながらの介護の継続性(調査対象者の要介護度別)

エ 仕事と介護の両立支援策

仕事と介護の両立支援策は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」、「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」が28.0%で最も多く、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が22.7%、「制度を利用しやすい職場づくり」が22.3%となっています。



仕事と介護の両立支援策(複数回答)

資料:墨田区『令和元年度墨田区在宅介護実態調査報告書』令和2年3月

オ 主な介護者から受けている介護の内容と主な介護者の不安に感じる介護等

主な介護者の不安に感じる介護等は、「夜間の排せつ」が28.6%で最も多く、次いで「認知症状への対応」が26.8%、「日中の排せつ」が23.3%、「外出の付き添い、送迎等」が22.3%、「入浴・洗身」が19.6%となっています。

調査対象者の要介護度別にみると、要支援 1・2 では「外出の付き添い、送迎等 (33.1%) 「その他の家事 (掃除、洗濯、買い物等)」(28.8%)が多く、要介護 1・2 では「認知症状への対応」(29.1%)「外出の付き添い、送迎等」(26.9%) 要介護 3・4・5 では「夜間の排せつ」(41.3%)「日中の排せつ」(33.7%)が多くなっています。

受けている介護の内容と主な介護者の不安に感じる介護等 (要介護度別)

(単位:%)

区分	全 体	要支援 1・2	要介護 1・2	要介護 3・4・5
回答者数(人)	597	118	268	208
夜間の排せつ	28.6	14.4	24.6	41.3
認知症状への対応	26.8	16.1	29.1	29.8
日中の排せつ	23.3	11.0	19.8	33.7
外出の付き添い、送迎等	22.3	33.1	26.9	10.6
入浴・洗身	19.6	17.8	22.0	17.3
食事の準備(調理等)	14.2	21.2	14.6	10.1
その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	14.2	28.8	14.6	5.8
屋内の移乗・移動	13.2	12.7	12.3	14.9
食事の介助(食べる時)	10.9	3.4	8.2	18.8
金銭管理や生活面に必要な諸手続き	10.2	12.7	10.8	8.2
服薬	9.0	9.3	11.9	5.3
医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	6.2	5.1	6.3	6.7
身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	5.4	2.5	6.0	6.3
衣服の着脱	4.0	5.9	2.2	5.3
その他	5.4	5.1	6.0	4.8
不安に感じていることは、特にない	5.4	8.5	4.1	5.3
主な介護者に確認しないと、わからない	0.7	0.8	0.4	1.0
無回答	7.5	11.0	8.6	4.3

カ 利用している介護保険サービス以外の支援・サービス

利用している介護保険サービス以外の支援・サービスは、「利用していない」が 41.6% となっています。

利用しているサービスをみると、「掃除・洗濯」が14.1%で最も多く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が13.6%、「配食」が12.5%、「外出同行(通院、買い物等)」が12.3%、「ゴミ出し」が9.9%、「買い物(宅配は含まない)」が9.5%となっています。

10% 20% 30% 50% 14.1 掃除·洗濯 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 13.6 配食 12.5 外出同行(通院、買い物等) 12.3 ゴミ出し 9.9 買い物(宅配は含まない) 見守り、声かけ ///////// 7.8 調理 6.0 サロンなどの定期的な通いの場 ______ 5.6 ☑ 全 体(n=765) その他 利用していない 無回答 12.9

利用している介護保険サービス以外の支援・サービス(複数回答)

資料:墨田区『令和元年度墨田区在宅介護実態調査報告書』令和2年3月

キ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス

今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスは、「外出同行(通院、買い物等)」が35.4%で最も多く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」30.5%、「掃除・洗濯」が29.5%、「買い物(宅配は含まない)」が25.4%、「見守り、声かけ」が23.3%となっています。

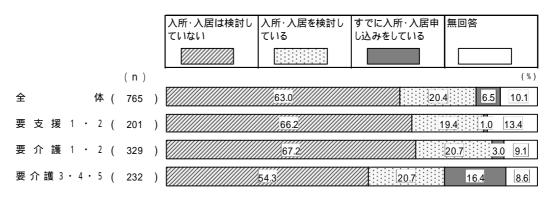
今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(複数回答) 40% 外出同行(通院、買い物等) 35.4 30.5 移送サービス(介護・福祉タクシー等) 掃除·洗濯 29.5 買い物(宅配は含まない) 見守り、声かけ $/\!\!/\!\!/$ 配食 20.4 調理 19.7 ゴミ出し 19.5 11.2 サロンなどの定期的な通いの場 7.2 その他 19.3 特になし ☑ 全 体(n=765)

ク 施設等への入所・入居の検討状況

施設等への入所・入居の検討状況は、「入所・入居は検討していない」が 63.0%、「入 所・入居を検討している」が 20.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が 6.5% となっています。

要介護度別にみると、全体と比べて要介護 3・4・5 では「すでに入所・入居申し込みをしている」(16.4%)が多くなっています。

施設等への入所・入居の検討状況(要介護度別)

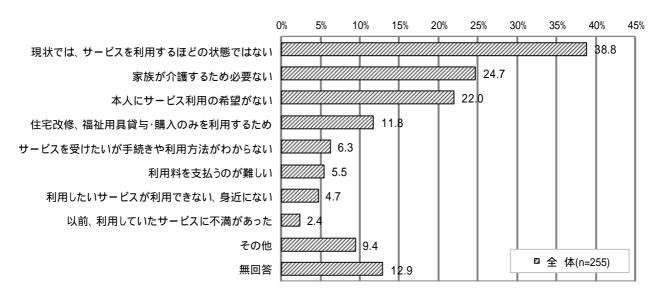


資料:墨田区『令和元年度墨田区在宅介護実熊調査報告書』令和2年3月

ケ 介護保険サービスを利用していない理由

介護保険サービスを「利用していない」と回答した人の利用していない理由は、「現状では、サービスを利用するほどの状態ではない」が38.8%で最も多く、次いで「家族が介護するため必要ない」が24.7%、「本人にサービス利用の希望がない」が22.0%、「住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため」が11.8%となっています。

介護保険サービスを利用していない理由(複数回答)

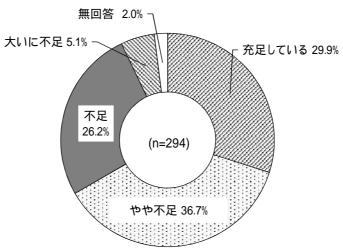


介護事業所の実態

ア 職員の過不足の状況

職員の過不足の状況は、「充足している」が29.9%であるのに対し、「やや不足」「不足」と「大いに不足」と回答した事業所を合わせた"不足"が68.0%で、そのうち「大いに不足」が5.1%となっています。

職員の過不足の状況

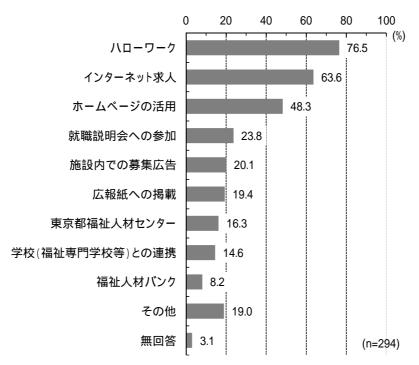


資料:墨田区『墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画策定のための介護サービス事業所調査報告書』令和2年3月

イ 人材確保の取組状況

人材確保の取り組み状況は、「ハローワークへの求人募集」が76.5%で最も多く、次いで「インターネット求人」が63.6%、「ホームページの活用」が48.3%となっています。 少ない取組では「福祉バンク」が8.2%、次いで「学校(福祉専門学校等)との連携」が14.6%となっています。

人材確保の取組状況 (複数回答)



ウ 特に確保の困難な職種

特に確保の困難な職種は、「介護福祉士」が38.4%で最も多く、次いで「介護職(資格なし)」が29.6%、「看護師・准看護師」が28.6%と続いています。

特に確保の困難な職種(複数回答)

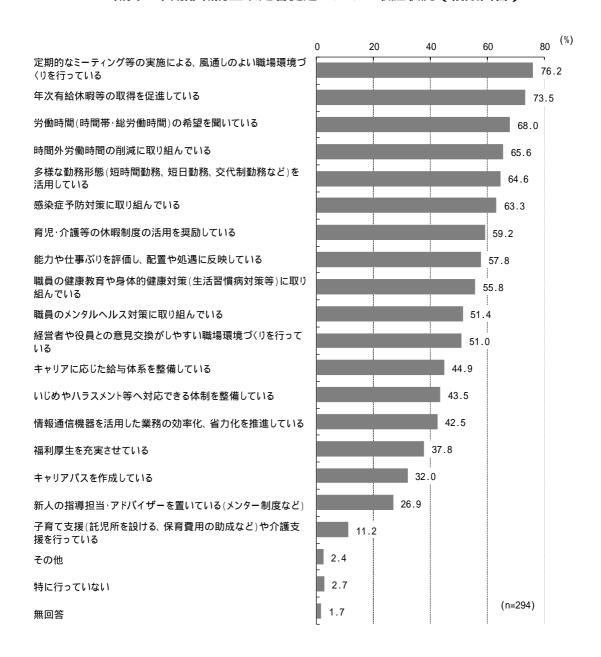
回答事業 数 (か所)	第 1 位	第2位	第3位	第 4 位	第 5 位
294	介護福祉士 (38.4%)	介護職(資格な し) (29.6%)	看護師・准看護師 (28.6%)	介護支援専門 員 (21.8%)	訪問介護員 (18.4%)

資料:墨田区『墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画策定のための介護サービス事業所調査報告書』令和2年3月

エ 職員の早期離職防止や定着促進のための取組状況

職員の早期離職防止や定着促進のための取組状況は、「定期的なミーティング等の実施による、風通しのよい職場環境づくりを行っている」が 76.2%で最も多く、次いで「年次有給休暇等の取得を促進している」が 73.5%、「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている」が 68.0%、「時間外労働時間の削減に取り組んでいる」が 65.6%と続いています。これに対し、「子育て支援(託児所を設ける、保育費用の助成など)や介護支援を行っている」(11.2%)、「新人の指導担当・アドバイザーを置いている(メンター制度など)」(26.9%)などの取組を行っている事業所は少ないです。

職員の早期離職防止や定着促進のための取組状況(複数回答)



オ 職員の離職状況等

在籍年数別平均離職者数は、介護支援専門員、看護師・准看護師、訪問介護員で「5年以上」がそれぞれ 0.7 人、0.7 人、2.5 人となっています。

また過去 1 年間における職種別・在籍年数別退職者数は、介護支援専門員、看護師・准看護師、訪問介護員では「1 年未満」が多く、それぞれ 0.1 人、0.3 人、0.3 人となっているのに対し、作業療法士では「3~5 年未満」が 0.1 人で最も多くなっています。

職種別・在籍年数別平均離職者数

単位:人

区分	1 年未満	1~3 年未満	3~5 年未満	5 年以上
介護支援専門員	0.2	0.3	0.3	0.7
看護師・准看護師	0.6	0.6	0.4	0.7
訪問介護員	0.6	0.9	0.7	2.5
理学療法士	0.2	0.1	0.1	0.3
作業療法士	0.1	0.1	0.0	0.1

資料:墨田区『墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画策定のための介護サービス事業所調査報告書』令和2年3月

過去1年間における職種別・在籍年数別退職者数

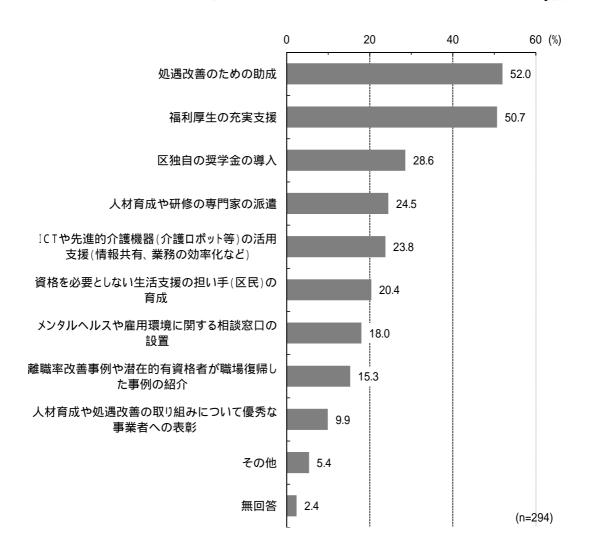
単位:人

区分	在籍年数			
区 分	1 年未満	1~3 年未満	3~5 年未満	5 年以上
介護支援専門員	0.1	0.1	0.0	0.1
看護師・准看護師	0.3	0.2	0.1	0.1
訪問介護員	0.3	0.2	0.1	0.2
理学療法士	0.0	0.0	0.0	0.0
作業療法士	0.0	0.0	0.1	0.0

カ 人材の確保・育成や早期離職防止と定着促進のために必要と考えられる支援策

人材の確保・育成や早期離職防止と定着促進のために必要と考えられる支援策は、「処遇改善のための助成」が52.0%で最も多く、次いで「福利厚生の充実支援」が50.7%、「区独自の奨学金の導入」が28.6%と続いています。これに対し、「離職率改善事例や潜在的有資格者が職場復帰した事例の紹介」(15.3%)、「人材育成や処遇改善の取り組みについて優秀な事業者への表彰」(9.9%)などを希望する事業所は少なくなっています。

人材の確保・育成や早期離職防止と定着促進のために必要と考えられる支援策(複数回答)





『第7期計画』の進捗状況と『第8期計画』に向けた課題

1 第7期計画の進捗状況と課題

平成30年3月に策定した『第7期計画』では、『第6期計画』の基本理念等を継承しつ、施策の実施状況や新たな課題などを踏まえ、令和2年度に至る3年間の施策を展開してきました。

(1) 生きがいづくりの支援

【進捗状況】

地域活動や就労の受け皿となる老人クラブやシルバー人材センターに対して助成を行うとともに、高齢者が地域デビューするきっかけを提供するために、セカンドステージ支援事業を行いました。

また、元気高齢者が集う場を提供するために、いきいきプラザやゆうゆう館の管理運営を行いました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
墨田区シルバー人材センターへの支援	会員数:1,798人 延べ就労人数:184,477人	会員数:1,663人 延就労人数:163,624人
セカンドステージ支援	シニア人材バンク登録者数:74人 セカンドステージセミナー(年4回)参加者数:741人	シニア人材バンク登録者数:75人 セカンドステージセミナー(年3回)参加者数:713人
老人クラブへの支援	クラブ数:152団体 会員数:12,865人 墨田区老人クラブ連合会等行事数:93事業、 延べ参加人数:21,639人	クラブ数:148団体 会員数:11,499人 墨田区老人クラブ連合会等行事数:93事業、 延べ参加人数:19,143人

【課 題】

- ・社会状況の変化や価値観の多様化により、老人クラブやシルバー人材センターの会員数 が減少傾向にあるため、参加促進に向けた取組が必要です。
- ・生きがい対策や介護予防のために、元気高齢者の活動拠点の整備が必要です。

(2)介護予防・重度化防止の推進

【進捗状況】

高齢者一人ひとりが介護予防の必要性に気づき、日常生活の中で自ら介護予防に取り組み、継続できるしくみをつくるために、介護予防普及啓発事業(体操教室等)を行いました。

また、健康づくりから介護予防まで、途切れることなく地域の中で一貫して取り組める しくみをつくるために、介護予防サポーターや高齢者支援総合センター、リハビリテーション専門職の協力を得ながら、地域住民が主体となって活動する「通いの場」の立ち上げ・ 継続支援を行いました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
介護予防普及啓発	56教室 (講演会・講習会10回)、 12,448人参加	46教室(講演会・講習会13回)、 8,882人参加
地域介護予防活動支援	通いの場数:121か所	通いの場数:215か所

【課 題】

- ・介護予防普及啓発事業について、PDCA サイクルによる効果検証を行い、検証結果の経年変化等を踏まえた事業実施が一層必要です。
- ・これまで、介護予防に関する取組においては、体操などによる運動機能の向上・維持に 重心が置かれてきましたが、口腔状態や栄養状態も健康に大きな影響を及ぼします。こ のため、今後は運動機能の向上に加えて、口腔ケア・栄養指導などの観点も取り入れる ことが必要です。

(3) 生活支援サービスの充実

【進捗状況】

在宅高齢者が日常生活を送るうえでの多様なニーズに応えるため、区が提供するサービスのみならず、地域の特性に応じた多様な主体(住民やNPO、民間企業、社会福祉法人等)による支え合いを社会資源と捉え、これらの開拓や周知に努めました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
すみだボランティアセンターにおけ るボランティアの育成	ボランティア登録者 個人:599人、団体:48団体(会員数1,297人)	ボランティア登録者 個人:473人、団体:47団体(会員数1,249人)
日常生活用具の給付	入浴補助用具:2件 シルパーカー:608件	入浴補助用具:4件 歩行支援用具:1件 シルバーカー:480件

【課 題】

- ・在宅高齢者を対象とした生活支援サービスのうち、区が提供するものについては、社会 状況の変化や区民ニーズ等を考慮したうえで、適宜見直しを行っていくことが必要です。
- ・地域の社会資源のさらなる開拓が必要です。また、その社会資源と支援を必要としている 高齢者を結びつけるための取組が必要です。

(4)ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いの推進

【進捗状況】

緊急通報システムや配食みまもりサービス等、ひとり暮らし高齢者等の見守りを目的と したサービスの利用促進を図りました。

また、高齢者みまもり相談室が中心となり、町会・自治会等との連携による見守りのネットワークを構築するとともに、ライフライン事業者等と見守りに関する協定を締結するなど、見守り協力機関の増加に努めました。

さらに、高齢者の権利擁護に関する相談対応を行ったほか、成年後見制度の普及啓発と 利用促進を図りました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
救急通報システム (旧緊急通報システム)	新規設置数:182台 年度末設置数:1,232台 発報件数:324件	新規設置数:156台 年度末設置数:1,258台 発報件数:316件
高齢者見守りネットワーク事業	地域ネットワーク会議:14回 見守り協力員養成研修・勉強会:62回	地域住民や関係機関とのネットワーク充実を図るため連携 会議等 575件 見守り協力員研修会 4回 見守り協力員勉強会 24回
市民後見推進事業	市民後見人養成研修修了者:10名(累計56名) 養成研修受講者:23名(累計96名) 市民後見人受任件数:6件(累計36件) フォローアップ講座:3回	市民後見人養成研修修了者:13名(累計99名) 養成研修受講者:20名(累計141名) 市民後見人受任件数:10件(累計59件) フォローアップ講座:3回

【課 題】

- ・オートロック付き集合住宅の増加等、社会状況の変化に対応するため、地域の様々な社 会資源を活用し、緩やかな見守り体制を充実させることが必要です。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点を踏まえた見守り体制の検討が必要です。

(5) 医療と介護の連携強化

【進捗状況】

国が示す8つの事業項目(地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、在宅医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、二次医療圏内・関係市区町村の連携)に基づき、各種事業を実施しました。

具体的には、墨田区在宅医療・介護連携推進協議会における協議のもと、情報共有ツールの 作成、多職種連携研修の実施、在宅療養ハンドブックを活用した普及啓発等を行いました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
在宅医療・介護連携推進協議会	協議会2回実施	協議会、認知症初期集中支援検討部会、 多職種連携部会を各2回実施
医療・介護情報の提供	在宅療養ハンドブック発行	在宅療養ハンドブックの改定、 第5版5,000部発行

【課 題】

・医療・介護関係者のさらなる連携推進が必要です。

・人生の最終段階で自らが望む医療・介護について、区民が日頃から話し合えるように、 人生会議(ACP)や看取りの普及啓発が必要です。

(6) 認知症ケアの推進

【進捗状況】

認知症サポーター養成講座の開催や認知症ケアパスの配布により、認知症に関する正しい知識の普及啓発を行いました。

また、認知症地域支援推進員による相談対応や、認知症初期集中支援チームによる支援を通して、認知症の早期診断・早期ケアを促進し、各々の状態に適した医療・介護サービスを提供する体制を充実させました。

さらに、認知症サポーターステップアップ教室を開催し、地域の中で認知症の人を支援 するボランティアを養成しました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
認知症初期集中支援推進事業	平成29年度からモデル実施	多職種から構成される初期集中支援チームによる 支援を行った。 ・支援対象者:16名 ・訪問回数:84回 ・チーム員会議開催数:12回
認知症オレンジサポート事業	認知症サポーター養成数(累計):12,446人 サポーターフォロー講座開催数:15回	認知症サポーター養成数(累計):22,950人 サポーターフォロー講座開催数:23回 認知症サポーターステップアップ教室 全6回

【課 題】

- ・認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の受講者の活動する場を広げるととも に、担い手としての参加促進を図ることが必要です。
- ・認知症の人が、尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしく生活し続けることができるよう、認知症の人を取り巻く地域の様々な主体に対して、引き続き認知症に関する正しい知識の普及啓発を行うことが必要です。

(7)介護サービスの質の向上

【進捗状況】

東京都介護人材緊急対策事業に合わせて、介護職入門研修と各養成研修受講料等の助成制度を令和元年度から開始し、介護職入門研修の受講者と介護事業者とのマッチングを行うとともに、介護のおしごと説明会などを実施しました。

また、介護保険サービスの適正な提供体制を確保するため、介護事業者指導係を事業者指定・支援の担当から分離して専任とし、実地指導や集団指導を進めました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
介護職入門研修	令和元年度から実施	受講者数:22人 マッチング:5人
介護サービス事業者の指導	相談:8件 実地指導:13件 集団指導:6回 (ただし、5回は事業者連絡会と重複)	実地指導 地域密着型サービス:17件 居宅介護支援:12件 その他:26件 集団指導:4回 (ただし、4回は事業者連絡会と重複)

【課 題】

・今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するためには、 人材の就業支援だけでなく多様な事業者支援も充実し、介護人材確保及び資質の向上に 向けた取組を進めることが必要です。

(8) 自分に合った施設、住まいの選択

【進捗状況】

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活し続けるための基本は住まいであるため、高齢者が自分に合った施設、住まいを選択することができ、介護の必要度等に応じて自宅から各種介護施設等へと住まい方を選択できるしくみを構築しました。

具体的には、都市型軽費老人ホームの整備を行うとともに、個室借上げ住宅やシルバー ピアの提供を行いました。

また、介護基盤整備の観点から、地域密着型サービス等を整備しました。

【主な実績】

事業名	平成28年度	令和元年度
高齢者向け住宅 (個室借上げ住宅等)の整備	個室借上げ住宅 総戸数 : 173戸 シルバーピア 総戸数 : 102戸	個室借上げ住宅 総戸数 : 176戸 シルバーピア 総戸数 : 102戸
特別養護老人ホーム・地域密着型サービス等の整備	特別養護老人ホーム等整備工事の完了 (平成29年6月開設) 認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム):15施設 小規模多機能型居宅介護 (看護小規模多機能型居宅介護を含む):7施設	民有地における特別養護老人ホーム整備運営事業者の東京都の補助内示が行われ、建設に係る入札が行われた。認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)の施設整備については、令和2年2月29日竣工、4月1日に開設となった。小規模多機能型居宅介護(看護小規模多機能型居宅介護)については、令和元年10月に開設された。

【課 題】

- ・高齢者は、他の世代と比較して、住宅の確保が困難な状況にあります。このため、区では、都市型軽費老人ホーム、シルバーピアの整備や高齢者個室借り上げ住宅の確保などを積極的に進めてきました。今後とも、区が高齢者の住居確保に努めることが必要です。
- ・特別養護老人ホームの入所待機者が存在することから、今後とも入所施設の整備は必要です。整備にあたっては、特別養護老人ホームの他、地域密着サービスであるグループホームなど、多様な選択肢を用意し、その内容を区民にわかりやすく示していくことが重要です。

2 国の基本指針を踏まえた『第8期計画』期間における取組方向

(1)基本指針について

国は令和2年 月、介護保険法第116条に基づき、市区町村が地域の実情に応じた介護サービスを提供するため基本指針を改正しました。

第8期計画(令和3年度~5年度)においては、第7期計画における課題などを踏まえ、令和7(2025)年を目指した地域包括ケアシステムの整備、更に現役世代が急減する令和22(2040)年の双方を念頭に、高齢・介護のニーズを見据えて、検討を行うことが必要です。

国の指針を踏まえた8期計画における検討事項は以下の通りです。

地域共生社会の実現

- ・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が令和 2 年に改正され、令和 22(2040)年を見据えて、また、地域共生社会の実現を目指して、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援を目指し、見直しが行われました。
- ・区では、地域住民の複雑化・複合化したニーズに対応するため、墨田区地域福祉計画との整合を取りながら、包括的な支援体制の構築を検討していきます。

介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

- ・高齢者をはじめとする意欲のある方々が社会で役割を持って活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備を進めることが極めて重要とされています。その前提として、特に介護予防・健康づくりの取組みを強化して健康寿命の延伸を図ることが求められています。平成27年(2015年)の介護保険制度改正に基づき、介護予防・日常生活支援総合事業が開始され、各市区町村による制度設計が進みました。
- ・国は総合事業について、対象者の見直しなどを進める方向性を示しています。また、一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」「専門職の関与」「他の事業との連携」を行うことや、在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化を図ることなどを求めています。
- ・区では、一般介護予防事業において事業評価を行いながら、医療専門職の関与による取組を進めます。また、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律による「高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施」を推進します。また、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指します。

認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- ・令和元年6月に国において取りまとめられた「認知症施策推進大綱」を踏まえ、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要です。
- ・区では、大綱で示されている 5 つの柱(普及啓発・本人発信支援、 予防、 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の 人への支援・社会参加支援、 研究開発・産業促進・国際展開)を踏まえ、施策を展開 していきます。

介護人材確保と業務効率化の取り組みの強化

- ・現状の介護関係職種の有効求人倍率(平成30年度)は全職種が1.46倍であるのに対して、3.95倍と約3倍も差があります。今後、さらに、介護人材の担い手となる現役世代の減少が見込まれていることから、利用者のニーズに的確に対応できる質の高い介護人材の安定的な確保は極めて重要です。
- ・区では、第8期においては、既存の介護人材確保策に加え、介護職の離職率低下、介護職の質の向上、ロボット・ICTの活用、介護現場の業務改善や文書量削減の推進等を検討していきます。

保険者機能強化交付金・保険者努力支援交付金の活用

- ・高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組への財政的インセンティブとして保険者機能強化推進交付金が創設され、さらに令和2(2020)年度には、介護予防の位置付けを高めるため、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。
- ・区では、保険者機能強化交付金・保険者努力支援交付金の評価指標に基づき、自立支援・ 重度化防止、介護予防、健康づくりを推進します。

⑥ 感染症対策や災害対策に関するさらなる検討

- ・新型コロナウイルス感染症では、新たな生活様式が求められ、これまで実施してきた対面によるコミュニケーション等が容易にできなくなったことをはじめ、介護現場でより 感染症対策を強化する必要が生じました。
- ・また、国は各種計画(地域防災計画・新型インフルエンザ感染症行動計画)を踏まえて、 介護事業所等と連携した防災や感染症対策の研修、訓練の取組や、物資の備蓄体制等を 整備することの重要性を示しています。
- ・区では、地域防災計画における要配慮者支援の各種マニュアルを整備していきます。また、介護事業者等が感染防止対策をしていくことと共に、ICTの活用など、新しい生活様式に対応した介護や介護予防を進めていきます。

(1) 2025 年に向けて

これまで団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる 2025 年に着目した制度改革が推進されてきました。その中心が、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で支え合う体制である「地域包括ケアシステム」の構築です。

本計画では、2025年に向けて、地域包括ケアシステムをさらに充実させていくため、5つの基本目標を掲げるとともに、5つの施策の方向性を設定しています。

また、施策の方向性ごとに重点推進事業を掲げ、3年後の成果指標(アウトカム指標)と活動指標(アウトプット)を設定します。

それぞれの指標をもとに、基本目標の達成を目指すことで、地域包括ケアシステムのさら なる充実を図っていきます。

(2) 2040 年に向けて

2040年は、我が国の人口が約1億1000万人となり、現役世代が減少する中、高齢者数がピークを迎えると推計されています。こうした人口構成の変化による様々な影響が懸念され、社会保障の持続可能性が大きな課題となっているため、2040年を見据えた新たな改革が必要です。

その 1 つとして、高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを引き続き推進 しつつ、障がい者や子どもなどへの支援や複合的な課題に対する包括的支援体制を構築し、 「地域共生社会」を実現することが挙げられます。

2025 年を見据えた「地域包括ケアシステム」は 2040 年の「地域共生社会」を実現するために不可欠なパーツとしての役割を成し、その視点をもって、本区では 2040 年を見据えた本計画を実行していきます。



『第8期計画』の基本的な考え方

1 基本理念

本計画は、区が平成28年6月に策定した『墨田区基本計画 2016(平成28)年度 ~2025(平成37)年度』で定めた、高齢者に関連するまちづくりの基本目標を実現するための政策「高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる」を基本理念とします。また、「地域包括ケアシステムの充実」に取り組むことで基本理念の実現を目指します。

第 8 期計画では、基本理念を実現させるための基本目標を地域包括ケアシステムの充実の方向性と合わせた 5 本とし、地域包括ケアシステムの充実と区の基本理念の実現を目指すロードマップとなるように明確化しました。

基本理念

高齢者が生きがいをもって暮らせるしくみをつくる

地域包括ケアシステムの充実

以下の5つの基本目標を設定し、地域包括ケアシステムの充実を図ることにより、 基本理念の実現を目指します。

- ・ 地域の中で必要とされている生活支援や見守り体制が充実している
- 介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる
- ・ 多様な介護サービスを必要に応じて利用できる
- ・ 医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる
- ・ 身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択できる



2 地域包括ケアシステムの充実に向けて

地域包括ケアシステムを充実させるためには、生活支援、介護予防、医療、介護、住まいの 5 つの要素による取組が包括的(利用者のニーズに応じた施策の方向性 ~ の適切な組み合わせによるサービス提供)継続的(入院、退院、在宅療養を通じて切れ目ないサービス提供)に行われるとともに、認知症高齢者数の増加が見込まれることから、認知症ケアをさらに充実させることと、認知症であっても地域で住まい続けることができる社会をつくることが必要です。

墨田区の地域包括ケアシステムの姿 (イメージ図)

各視点が連携・協働し、住民が互いに支え合いながら、高齢者が安心して地域で暮らし続ける ことができる地域包括ケアシステムを構築します。

作成中

3 各主体の役割

今後も高齢化が進展し、75歳以上の後期高齢者が急増することが見込まれることから、区の高齢者福祉施策を持続的に発展させるためには、区民、地域社会、団体、サービス提供事業者、区などが、それぞれの役割を果たしながら互いに連携・協力し、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 区民の役割

区民一人ひとりが健康づくりや介護予防、福祉に対する認識を持ち、いきいきと豊かに人生を送ることができるよう、ライフステージに対応した生涯設計を立てる必要があります。 生涯を通じて自らの健康に関心を持ち、その保持・増進に努めるとともに、区民一人ひとりが健康づくりや生活習慣病予防の必要性に気づき、日常生活の中で介護予防に取り組みながら、趣味や学習、社会参加、就労継続等の活動を通じて自己実現を図るなど、主体的に人生を送ることが望まれています。また、介護が必要になっても維持・改善を目指して生活することが重要です。

(2)地域社会の役割

近年、核家族化の進展に伴ってひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しており、高齢者の孤立が憂慮されています。高齢者の複合化、複雑化、多様化した生活課題や福祉ニーズに対応するためには、地域住民による支え合いの役割がますます大きくなってきています。区民一人ひとりが、地域の福祉活動に対する関心を高め、参加することにより、誰もが気軽に、支援を求める人に対して自然に手を差し延べることができるような支え合いの地域社会を形成することが期待されています。

(3)団体の役割(高齢者関係団体、医療関係団体、社会福祉協議会等)

老人クラブやシルバー人材センターなどの高齢者関係団体は、自立した自主的な運営ができるように努め、活動の活性化や職域の開拓を進めるなど、取組の強化が望まれています。 医師会・歯科医師会・薬剤師会などの医療関係団体は、安心して在宅療養生活を送れるよう、医療と介護の連携のしくみを充実することが期待されます。

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、関係機関などと連携し、地域の連帯と支援の輪を拡大することに加え、人材の確保・育成に取り組むことが求められます。

地域で多様な活動を展開するボランティア団体やNPO法人は、それぞれの活動団体の 特性や資源を活かしながら、積極的に地域と関わり、連携することが必要になっています。

(4)サービス提供事業者等の役割

高齢者が安定した生活を営み、安心してサービスを利用するためには、事業者等が地域 に密着し、健全に発展していくことが不可欠です。

そのためには、必要な介護人材を確保・育成するとともに ICT 技術等を活用し、サービスの質の向上を図りながら、良質な福祉サービスを提供することが求められます。更に、区民のサービスへの信頼を確立するというサービス提供主体としての役割を果たし、事業者自らが地域社会の構成員であるという自覚のもとに、地域に貢献することが期待されます。

(5)行政(区)の役割

区の役割は、区民の福祉の向上を目指して、区民ニーズなどの現状把握や施策・事業の進行 管理などを通して、本計画に位置付けられた施策・事業を総合的・一体的に推進することです。

4 第7期計画と第8期計画の施策の方向性

第7期計画では8つの施策の方向性を設定し、地域包括ケアシステムの充実を図ってきました。第8期の施策の方向性は、国の示す地域包括ケアシステムの5つの要素(生活支援・介護予防・介護・医療・住まい)に集約し、地域包括システムと計画の関係をよりわかりやすいものに見直しました。

施策の方向性の比較(第7期計画と第8期計画比較)

第7期 施策の方向性

1 生きがいづくりの支援 2 介護予防・重度化防止の推進 3 生活支援サービスの充実 4 ひとり暮らし高齢者への支援と地域での支えあいの推進 5 医療と介護の連携強化 6 認知症ケアの推進 7 介護サービスの質の向上 8 自分にあった施設、住まいの選択		
3 生活支援サービスの充実 4 ひとり暮らし高齢者への支援と地域での支えあいの推進 5 医療と介護の連携強化 6 認知症ケアの推進 7 介護サービスの質の向上 自分にあった施設、住まいの	1	生きがいづくりの支援
4 ひとり暮らし高齢者への支援と 地域での支えあいの推進 5 医療と介護の連携強化 6 認知症ケアの推進 7 介護サービスの質の向上 自分にあった施設、住まいの	2	介護予防・重度化防止の推進
地域での支えあいの推進 医療と介護の連携強化 認知症ケアの推進 7 介護サービスの質の向上 自分にあった施設、住まいの	3	生活支援サービスの充実
地域での支えあいの推進	4	
6 認知症ケアの推進 7 介護サービスの質の向上 自分にあった施設、住まいの	4	地域での支えあいの推進
7 介護サービスの質の向上 自分にあった施設、住まいの	5	医療と介護の連携強化
自分にあった施設、住まいの	6	認知症ケアの推進
自分にあった施設、住まいの 8 選択	7	介護サービスの質の向上
選択	8	自分にあった施設、住まいの
		選択

第8期 施策の方向性

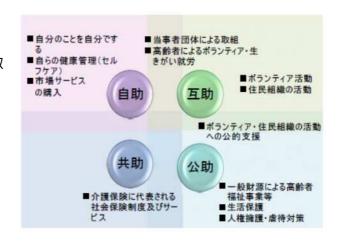
1	見守り、配色、買い物など、	認		
J	多様な日常生活の支援の充実	知	感	災
2	介護予防の推進	症	染	害
3	介護サービスの充実	ケア	症	時
4	医療との連携強化	ر ص	対	対
5	高齢期になっても住み続けるこ	推	策	策
5	とのできる住まいの整備	進		

「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステム

「公助」は税による公の負担、「共助」は介護保険などリスクを共有する仲間(被保険者)の負担であり、「自助」には「自分のことを自分でする」ことに加え、市場サービスの購入も含まれます。 これに対し、「互助」は相互に支え合っているという意味で「共助」と共通点があり、ボランティ

今後は、少子高齢化や財政状況から、「共助」「公助」の拡充だけではなく、「自助」や「互助」の果たす役割が大きくなることを意識した取組が必要です。

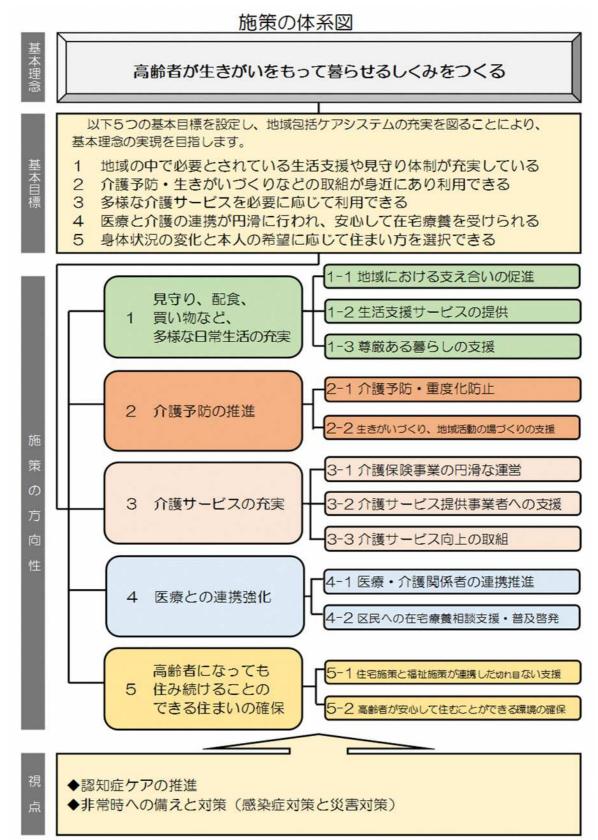
ア等自発的な活動によるものです。



厚生労働省資料から抜粋

5 基本目標と計画の体系

基本理念を実現するために、地域包括ケアシステムの充実に向けた5つの基本目標を位置付けます。この基本目標を具体化するため、5つの施策全体に認知症ケアの視点を入れて取組むとともに、災害や感染症対策といった非常時における視点を含めて、総合的に施策を展開します。



第 5 章

『第8期計画』における施策の方向性

1 見守り、配食、買い物など、多様な日常生活の充実

高齢者が日常生活を送るうえでの多様なニーズに応えるため、在宅生活の支援や見守り体制の充実を図ります。

基本目標

地域の中で必要とされている生活支援や見守り体制が充実している

(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

+6 +=	現状	目標
指標	第7期	第8期
近所の見守りが必要な高齢者に対して、何らかの形で接		
している人の割合	70.7%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		
地域の支え合いとして自分自身ができることがあると答		
えている人の割合	64.9%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		
地域の中で受けたい手助けがあるが、「どこに(誰に)頼		
めばいいのかわからない」と答えている人の割合	29.4%	減少させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		

(2)施策分類(中分類)

1-1 地域における支え合いの促進

高齢者の見守り等の生活支援が地域主体で推進されるよう、地域の支え合い活動の充実を支援します。

主な事業

地域における支え合いの創出と継続支援

- ・生活支援体制整備
- ・高齢者見守りネットワーク事業
- ・小地域福祉活動
- ・認知症普及啓発
- ・認知症サポーターステップアップ教室
- ・オレンジカフェすみだ

1-2 生活支援サービスの提供

介護保険サービスを除く、在宅高齢者を対象と した生活支援サービスについて、安定的に提供し ていきます。

また、変動する社会状況を踏まえて、適切な事業の在り方を検討していきます。

区独自の給付サービス

- ・日常生活用具の給付
- ・高齢者補聴器購入助成 見守りサービス
- ・救急通報システム
- ・配食みまもりサービス

は重点推進事業

1-3 尊厳ある暮らしの支援

高齢者が地域の中で尊厳を持ち、安心して暮らせるように、専門的・継続的な視点により、必要な支援を行います。

また、関係機関と連携し、虐待の早期発見・防 止、相談対応を行います。

高齢者の権利擁護

- ・権利擁護に関する相談対応
- ・成年後見制度の活用及び普及啓発 家族介護等支援
- ・男性介護者教室
- ・認知症家族介護者教室

1+手上批准事業	
は重点推進事業	f

成年後見制度

成年後見制度は、判断能力の不十分な方々を不利益な契約や悪徳商法などの被害にあわないよう、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えたり、本人が同意を得ないでした不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護し支援する制度です。

地域包括ケア計画における重点推進事業

地域活動の担い手育成(なりひら)

地域活動に関心がある方への講習会や、地域活動とのマッチング支援などを進めます。 (1-1)

見守り・支え合いネットワーク(むこうじま)

見守りの普及啓発、認知症支援などを通じて、見守り支え合う体制づくりを進めます。 (1-1、2-1)

(3)重点推進事業

事業名	目的			
生活支援体制整備	高齢者の自立した生活を支援するために、地域ごとの特性に応じた、多様な主体(住民やNPO法人、民間企業等)による支え合いの充実を図ります。			
	事業内容	- 0		
	生活支援コー	ディネーターによ	る活動	
	関係機関(社会	会福祉協議会、高	齢者支援総合セン	ター、シルバー
	人材センター) l	こ生活支援コーデ	ィネーターを配置	置し、新たなサー
	ビスの創出や既存	存の地域資源の把	握、関係者間の選	連携促進、担い手
	の発掘・育成等を	を行います。		
	協議体の開催			
	地域における	多様な主体が参画	する生活支援協議	議体を定期的に
	開催し、情報共	有や連携、協働す	ることにより、	事業を進めてい
	くうえでの方向	性や意識の統一を	図ります。	
	推進の方向性			
		屋している地域資	, , ,,,, , , ,,,,,	そを必要としてい
		つけるための取組		
	,	或における支え合		
	- ···-	は、地域における		E的な取組によっ
	て補うことができ	きるよう支援しま	す。	
活動指標				Г
項目	現状 (令和元年)	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
支援を必要とする	地域資源の把握			地域資源が有効
高齢者と地域資源	については一定			活用され、必要
を結びつける取組	程度進んでいる			とする手助けを
の実施状況	が、高齢者と資			受けられている
	源を結びつける			高齢者が増加し
	取組が一層必要			ている。
	である。			

事業名	目的				
高齢者見守りネッ	ひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できる				
トワーク事業	よう、高齢者み	まもり相談室が核	となり、民生委員	員・児童委員、住	
	民、事業者等が	連携したネットワ	ークを構築してい	\きます。	
	事業内容				
	見守り協力員の	の養成及び見守り	希望者の登録		
	見守り協力機	関の登録推進			
	推進の方向性				
	ネットワークを構築する中で、適切な担い手の養成や緩やかな見				
	守りの促進を図るとともに、社会状況の変化(オートロック化され				
	た集合住宅の増加等)に応じ、多様な資源を活用した見守り方法を				
	再構築します。				
活動指標					
項目	現状 (令和元年)	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
見守り協定締結機 関数及び協力機関 数(年度末時点)	17 団体			増加させる	

声 半 夕					
事業名	目的	. — — .		/> = 1m / / / /	
小地域福祉活動	区民が、身近な困りごとや不安を主体的に解決し、住み慣れた地				
	域で安心して生活	活できるように、	地域特性に応じた	:支えあい・助け	
	あい活動の拡充	を支援します。			
	事業内容				
	町会・自治会	等、顔が見える範	<u></u>	ひとり暮らし高	
	齢者宅への定期	訪問や、ふれあい	サロンでの交流、	見守りや声かけ	
	等を促進し、支え	え合いや助け合い	が行われる小地域	福祉活動を推進	
	します。				
	推進の方向性				
		 が高齢化している	傾向があるため	持続性のある活	
		様な担い手の創出		14 CO CO TI 1001 E	
		は要素が強い活動		/ティア活動を組	
	·	の特性に応じた活 の特性に応じた活			
	07日17日、2023(^ 7 °	
/	TH 177				
項目	現状	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	
1 10 1 1 2 - 2 1 2 - 7 1 - 2	(令和元年)				
小地域福祉活動実					
践地区のうち、見守					
りに資する活動を	32 地区			増加させる	
行っている地区の			,		
数(年度末時点)					
ふれあいサロン活					
動地区の数(年度末	19 地区			増加させる	
時点)					
-					

2 介護予防の推進

高齢者がいつまでも健康で生きがいをもって地域生活が送れるよう、自主的にフレイル 予防、要介護状態や生活習慣病を予防できるよう支援します。また、高齢者自身が望み、 生きがいを感じながら生活できるよう社会参加を支援します。

基本目標 介護予防・生きがいづくりなどの取組が身近にあり利用できる

(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

指標	現状	目標
担保	第 7 期	第8期
介護予防の自主グループ数	215	310
(引用元:主管課データ)	215	310
調整済み軽度認定率の低下	12.3%	減少させる
(引用元:主管課データ)	12.5 70	パンととも
調整済み重度認定率の維持あるいは低下	7.0%	維持あるいは
(引用元:主管課データ)	7.090	低下させる

介護予防事業への参加率や運動習慣の向上によって要介護認定率が下がるとされています。

調整済み認定率とは、高齢者人口に左右されない認定率です。

また軽度の要介護者(要介護 2 以下)発生を抑える取り組みは、重度化(要介護 3 以上に悪化する)防止にも大きな効果を及ぼし、要介護者全体の発生防止につながる可能性が考えられるとされています。

(2)施策分類(中分類)

2-1 介護予防・重度化防止

要介護状態を予防するための取り組みを自ら行うことで活動的な生活が送れるとともに、「健康寿命の延伸」を目指し、療養、運動機能の低下防止だけでなく、低栄養防止、口腔ケアの取り組みも行い、フレイル予防¹⁰()をはじめとする高齢者の介護予防を総合的に推進します。

2-2 生きがいづくり、地域活動の場づくりの支援

高齢者の知識や経験等を活かせる、生きがいとなるよう学習、趣味、交流活動などの参加を支援します。また、生きがいづくりの一環として、高齢者の就労的活動を推進していきます。

主な事業

各種検診等事業

- ・がん検診
- ・高齢者のための歯科健康診査
- ・75歳以上の健康診査 介護予防事業
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体実施
- · 介護予防普及啓発
- ・地域介護予防活動支援
- ・地域リハビリテーション活動支援

生きがいづくり等の支援

- ・墨田区シルバー人材センター運営助成
- ・老人クラブ助成
- ・元気高齢者施設
- ・ボランティアポイント制度

は重点推進事業

^{10 ()} フレイルは、高齢期に病気や老化などによる影響を受けて、心身の活力(筋力や認知機能など)を含む生活機能が低下し、健常から介護状態に移行する中間状態です。適切に支援を受けることで健常な状態に戻ることができるため、早期発見・早期支援が重要となります。

地域包括ケア計画における重点推進事業

「老活のすすめ」気ままに体操123プロジェクト(ぶんか)

社会資源の発信や活用促進するほか、自主的に体を動かす機会を設け、介護予防への意欲を高めます。(1-1、1-2、2-1)

いきいき活動プロジェクト (八広はなみずき)

これまで介護予防などの活動に参加していなかった方や閉じこもりがちな方が気軽に参加できる自主活動の立ち上げなどを進めます。(1 - 1、2 - 1)

(3) 重点推進事業

事業名	目的					
		ボスル市光ダナ が		- - + +		
・高齢者の保健事			率的かつ効果的に	•		
業と介護予防の	的実施)をする	ことにより、住民	のフレイル予防を	を意識したより		
一体的な実施	良い生活習慣づ	くりを支援すると	ともに、多くの関	関係者と連携		
〔国保年金課〕	し、地域ぐるみの	の健康支援を行う	0			
〔保健計画課〕	事業内容					
〔高齢者福祉課〕	保健・医療・ク	介護等のビックデ	ータを活用し、地	!域の高齢者が抱		
・高齢者の重症化	える健康課題を	分析・評価した健	康課題を踏まえ、	後期高齢者への		
予防事業	個別的な支援()	ハイリスクアプロ	ーチ)を実施し、	重症化を予防す		
〔保健計画課〕	る。					
・フレイル予防(低	医療専門職等が通いの場等へ積極的に関与(ポピュレーションア					
栄養予防・口腔ケ	プローチ)し、	フレイル予防に取	り組む。			
ア)	推進の方向性・指標					
〔高齢者福祉課〕	支援回数の増加	加により、医療専	門職等が通いの場	等に積極的に関		
	与した(ポピュ	レーションアプロ	ーチ)推進状況を	見る。		
			援事業の支援回数			
活動指標	活動指標					
TE 0	現状	△和 2 年	△和 4 年	◇和 ∈ 左		
項目	(令和元年)	令和3年	令和 4 年	令和 5 年		
支援回数	377回			450回		

事業名	目的					
・介護予防普及啓	高齢者が自らな	介護予防に取り組	lみ、継続できる。	ょうにします。		
発	事業内容					
・地域介護予防活	各種教室等の	開催、介護予防サ	ポーターの養成・	活動支援、取り		
動支援・地域リハ	組み強化のため	専門職の派遣、運	動事業の情報共有	すなど、介護予防		
ビリテーション	の普及啓発を図るとともに、高齢者が地域の中で取り組み続けられ					
活動支援	る仕組みを構築します。					
〔高齢者福祉課〕	推進の方向性・指標					
	介護予防の自主グループ数					
活動指標						
項目	現状	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
	(令和元年度)					
自主グループ数	215 310					
(年度末時点)	グループ			グループ		

3 介護サービスの充実

要介護・要支援認定者が、自立した生活を続けていくために必要な支援を受けることができるよう、介護保険制度を適切に運営していくとともに、地域密着型サービス等の整備の推進や介護サービス事業者に対する研修の実施等、介護サービスのさらなる充実を図ります。

基本目標 多様な介護サービスを必要に応じて利用できる。

(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

+6+2	現状	目標
指標	第7期	第 8 期
職員の過不足状況について、「充足している」と回答した 区内介護サービス事業所の割合	29.9%	増加させる
(引用元:令和元年度介護サービス事業所調査)		
介護サービスを利用していない理由について、「利用した いサービスが利用できない、身近にない」	4.7%	減少させる
(引用元:令和元年度在宅介護実態調査)		
介護サービスを利用していない理由について、「以前、利		
用したサービスに不満があった」	2.4%	減少させる
(引用元:令和元年度在宅介護実態調査)		

(2)施策分類(中分類)

3-1 介護保険事業の円滑な運営

介護保険制度では、利用者の選択に基づいて適切なサービスが提供されることを基本理念としています。認知症高齢者等を含む利用者が実際に適切なサービスを選択、利用するには、様々な支援策が必要となります。こうした支援策を整備し、サービスが円滑に提供される体制づくりを進めます。

3-2 介護サービス提供事業者への支援

今後の更なる高齢化(後期高齢者の増加)に伴い増大する介護ニーズに的確に対応するためには、サービスの担い手となる人材の確保、介護人材の資質の向上等の視点から各種施策を進めていきます。また、質の高いサービスを安定的に供給するためには、人材の就業支援だけでなく多様な事業者支援も充実し、介護人材確保及び資質の向上に向けた取組を進めていきます。

主な事業

情報提供・相談体制 介護保険事業所の指定及び管理 保険料徴収 墨田区介護保険事業運営協議会 高齢者支援総合センター ・地域ケア会議

介護人材の確保・育成

- ・介護のおしごと合同説明会・就職面接会
- ・介護職入門研修の実施
- ・外国人介護従事者日本語学習支援 介護提供事業者への支援

は重点推進事業

3-3 介護サービス向上の取り組み

介護給付適正化計画に基づき、介護給付を必要とする利用者が真に必要とするサービスを適切なケアマネジメントにより見極め、事業者が適切にサービスを提供するよう促します。その上で、限られた資源を効率的・効果的に活用することで、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に取り組みます。

•	給付適正化事業 実地指導・集団 ケアプラン点検 住宅改修等点検 認定調査及び認	指導 * * *	
_			は重点推進事

地域包括ケア計画における重点推進事業

サービス向上委員会(同愛)

介護事業所の連携強化、介護事業所の資源や専門性を活かした地域の課題解決の支援などを進めます。(3-1、3-2)

(3) 重点推進事業

事業名	目的				
介護職入門研修	介護人材不足	緊急対策として、	介護職の育成及	び就労を促しま	
	す。				
	事業内容				
	介護の仕事に	ついて未経験の方	を対象とした入門	引研修を実施し、	
	修了者を介護事	業者とマッチング	゙することにより、	区内及び近隣地	
	域から幅広く介	護人材を確保しま	:す。		
	推進の方向性・指標				
	講座受講者数、修了者数、マッチング件数、就労者数				
項目	現状 (令和 2 年)	令和3年	令和 4 年	令和 5 年	
マッチング件数	6人	~			

事業名	目的			
介護提供事業者へ	介護事業者が提供する介護サービスの質の向上と介護職の離職			
の支援	防止を図ります。			
	事業内容			
	介護事業所の	法人内での人材育	成のみではなく、	区主催の研修開
	催とともに事業者主催の研修を支援します。			
	介護事業者に ICT の活用については、導入を検討していない事			
	業者が多いことから、区が支援します。			
	推進の方向性・指標			
	区主催による研修の開催			
項目	現状	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
スロ	(令和2年)	マ / TH O +	∀ 11 4 +	Ψ 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

重点推進事業

*のついた重点推進事業は「5 介護保険事業の円滑な運営」(P. ~)に記載されています。

4 医療との連携強化

在宅での医療・介護を必要とする高齢者が、最期まで住み慣れた地域で暮らせるように、国が示す8つの事業項目(地域の医療・介護の資源の把握、在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療・介護関係者の情報共有支援、在宅医療・介護連携に関する相談支援、在宅医療・介護関係者の研修、地域住民への普及啓発、二次医療圏内・関係市区町村の連携)に基づいた取組を行います。

基本目標 医療と介護の連携が円滑に行われ、安心して在宅療養を受けられる

(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

+6 +=	現状	目標
指標	第 7 期	第8期
人生の最終段階に受けたい医療やケアについて周囲と話		
し合っている人の割合	65.0%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		
かかりつけ医がいる人の割合	80.9%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	00.976	相加とせる
在宅療養を受けることが「実現可能だと思う」と回答した		
人の割合	31.2%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		

(2)施策分類(中分類)

4-1 医療・介護関係者の連携推進

医療と介護を切れ目なく提供するため、地域の 医療・介護連携の実態を把握し、課題の抽出と対 応策の検討を行います。また、医療・介護関係者 が、双方の業務や専門性を理解し、信頼関係を構 築できるように、日常的な情報共有の支援や研修 の開催等を通じた連携の推進を図ります。

4-2 区民への在宅療養相談支援・普及啓発

区民が在宅療養への理解を深め、安心して在宅療養を選択できるように、普及啓発を図るとともに、相談支援を行います。また、人生会議(ACP)や看取りに関する周知を併せて行います。

主な事業

各種協議会の開催

- ・在宅医療・介護連携推進協議会及び部会
- ・医療連携推進協議会及び部会 医療・介護関係者連携推進事業
- ・情報共有ツールの活用支援
- ・認知症初期集中支援チーム
- ・二次医療圏内・関係区との連携 在宅医療・介護関係者研修
- · 多職種連携研修
- ・ケアマネジャー向け研修

在宅療養普及啓発

- ・在宅療養ハンドブック 在宅療養相談支援
- ・高齢者在宅療養支援窓口

は重点推進事業

地域包括ケア計画における重点推進事業

人生会議~もしものための話し合いをしよう~(うめわか)

人生の最終段階の医療やケアについて考える人生会議 (ACP) や終活の講座、研修会などを行い、最期まで自分らしく生きられるよう、専門職の連携を強化していきます。(4 - 2)

(3)重点推進事業

事業名	目的			
医療・介護関係者連		 企鑵を受け <i>て</i> いる	人が その人に合	こったきめ細かい
携推進事業	在宅で療養や介護を受けている人が、その人に合ったきめ細かい ケアを受けられるように、医療・介護関係者の連携が緊密に行われ			
仍但是于未	るよう支援します。			
		事業内容		
	区内医療機関相談員と高齢者支援総合センターの情報交換			
	区内医療機関和談員と高齢者又接続日ピノダーの情報交換 医療機関を退院する高齢者が、円滑に在宅生活へ移行できるよう			
		支援状況を共有す		も他しよ り。
		中支援チームによ		まし 切切点の日
		福祉といった各分 スを伊佐します	野の守口帳が建設	もし、認知症の干
	期発見や早期ケ		: 	
		報共有ツールの活 せたたにまた		· 🗢 ኤ
	関係者が情報共有を行うにあたっての標準様式を定め、普及を進			
	めることにより、医療・介護連携の円滑化を図ります。			
	推進の方向性・指標 新型コロナウイルス感染症への感染リスクを考慮しつつ、さらな			
			感染リスクを考慮	気しつつ、さらな
ンイエレンエ	る関係機関の連携を強化します。			
沽動指標	活動指標			
項目	│ 現状 │ (令和元年)	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
認知症初期集中支				
援チームによる支				
援対象者	16人			増加させる
墨田区標準様式情				
報シートの活用状				
況(令和元年度介護	19.6%			増加させる
サービス事業者調				
査より引用)				

事業名	目的			
在宅療養普及啓発	区民が医療や介護を必要とした際、安心して在宅療養を選択でき			
	るように普及啓発を行います。			
	事業内容	事業内容		
	『高齢者在宅	療養ホームページ	。 や『在宅療養/	(ンドブック』な
	どにより、実際に	こ在宅療養を受け	ている人の事例や	P、在宅療養を支
	えるネットワー	クの状況、活用で	きるサービス、か	^かりつけ医を持
	つことの重要性質	等を周知します。		
	推進の方向性			
	人生の最終段階で自らが望む医療・介護について、区民が日頃か			
	ら関係者と話し合えるように、人生会議(ACP)や看取りの重要			
	性についての普及啓発を強化します。			
活動指標				
項目	現状 (令和元年)	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
『高齢者在宅療養				
ホームページ』アク	1,000件			増加させる
セス数				
『在宅療養ハンド ブック』配布数	5,000部	5,000 部	5,000部	5,000 部

5 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

高齢期を迎えた区民が、自らの希望や状況に応じた住まいを確保できるよう、地域と連携して安全・安心に暮らせる住宅を創出するとともに、いつでも安心して入所できる施設等の整備を進めていきます。

基本目標 身体状況の変化と本人の希望に応じて住まい方を選択できる

(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

+12.+75	現状	目標
指標	第 7 期	第 8 期
今後の生活場所について希望を有している人の割合	78.8%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	7 0.0 %	相加ではる
すみだ住まい安心ネットワークに係る登録住戸	0 件	増加させる
(引用元:主管課データ)	0 17	相加ででる

(2)施策分類(中分類)

5-1 住宅施策と福祉施策が連携した切れ目ない支援

住宅確保に当たり配慮が必要な高齢者が、住み慣れた地域で安定した生活を送ることができるよう、福祉部門と住宅部門の連携を強化していきます。

5-2 高齢者が安心して住むことができる環境の確保

高齢者が自宅で安心して住み続けることができるよう支援を行うとともに、本人の希望や状況に応じて入所できる施設の整備を進めていきます。

主な事業

住まいの確保

- ・すみだ住まい安心ネットワーク
- ・高齢者向け住宅(個室借り上げ住宅)の整備 住まいの維持
- ・住宅改修(バリアフリー化等)助成
- ・家具転倒・ガラス飛散防止事業

各施設の入所判定

- ・養護老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム 各施設の整備
- ・地域密着型サービス
- ・都市型軽費老人ホーム
- ・特別養護老人ホーム 各種施設の案内・周知 バリアフリーのまちづくり

は重点推進事業

地域包括ケア計画における重点推進事業

よろしく・こんにちは事業(みどり)

転入者や集合住宅に住む方に積極的に働きかけ、気軽に相談できる関係づくりを行うほか、住まいに関わる関係者と連携した見守り体制を強化します。(1-1、5-1)

(3)重点推進事業

事業名	目的			
すみだ住まい安心	住宅確保に当たり配慮が必要な高齢者に対して、安心した住まい			
ネットワーク事業	を提供する。			
	事業内容			
	高齢者等住宅要配慮者に対して、低廉な家賃で、良質な住宅を登			
	録し、提供する。			
	推進の方向性・指標			
	登録住戸の戸	数		
活動指標				
項目	現状	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
	(令和2年)	マかり十	₹₩4	국 YH 2 T
登録件数	0 件			増加させる

事業名	目的			
各施設の整備	各種施設整備を推進する。			
	事業内容			
	国・都の補助制度を活用して、都市型軽費老人ホーム、地域密着型			
	サービス等の整備	を進めます。		
	都市型軽費老人	ホームは、未整備	圏域を優先しつつ	O、全圏域を対象
	に整備します。また	た、地域密着型サ	ービスの施設整備	請は、特に認知症
	高齢者グループホ	ームの整備を進め	ます。	
	特別養護老人ホ	ームについては、	ひきつづき、整備	前の重要性がある
	ことから、効率的な経費・スケジュールで整備できるよう新たな整備			
	を進めます。			
	推進の方向性・指標			
	整備数			
活動指標				_
項目	現状	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	(令和2年)	ү лн ∪ —	∀ 1H → →	₹1H 0 +
	・都市型軽費老人			·都市型軽費老
	ホーム:7 棟			人ホーム:
	・認知症高齢者グ			・認知症高齢者
整備数	ループホーム:			グループホ
	16 か所			<u>-</u> Д
	・特別養護老人ホ			・特別養護老人
	ーム:9か所			ホーム

認知症ケアの推進

認知症施策推進大綱の考え方に沿って、区民が認知症になっても住み慣れた地域で安心 して暮らし続けることができるよう対策を進めます。

なお、『認知症ケアの推進』については、計画体系に掲げられている 5 つの「施策の方向性」すべてに関連するため、『視点』として扱っています。

基本目標

認知症の人やその家族の視点を重視した施策が展開されることで、認知症の 発症を遅らせ、認知症になっても安心してその人らしく暮らせる

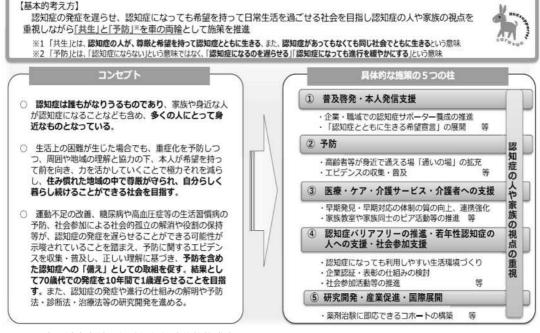
(1)事業の成果指標の設定

基本目標の達成のための効果を図るために、以下の指標を設定します。

指標	現状	目標
担保	第7期	第8期
認知症サポーター養成講座を「受講したことがあり活かせ		
ている」と回答した人の割合	2.4%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)		
認知症に関する相談窓口の認知度	25.8%	増加させる
(引用元:令和元年度介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)	2 3.0 70	相加でせる
日常生活自立度 以上の高齢者の割合	12.6%	増加を抑える
(引用元:主管課データ)	12.070	78 NH C 347 C O

認知症施策推進大綱とは

国の認知症施策推進関係閣僚会議による議論を経て、令和元年 6 月 18 日に取りまとめられた大綱です。



厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

認知症の方の社会参加・就労等について考えるフォーラム「認知症施策の動向について」より抜粋

(2) 大綱を踏まえた区の取組

普及啓発と理解の促進

地域の中で、認知症の有無に関わらず、一人ひとりが同じ社会の一員として地域をともにつくっていく意識が共有されるよう、認知症に関する正しい知識の普及啓発や理解の促進を図ります。

取組の方向性	主な事業
地域における様々な世代や主体に対し、認知症に関する正しい知識や予防、支援のあり方、相談窓口等を普及啓発するために、学校教育の場や区内企業等への働きかけを行います。 認知症の人同士が話し合える環境を整えます。	認知症普及啓発 (認知症サポーター養成講座、認知症ケ アパス、すみだオレンジかるた) 介護予防普及啓発 在宅療養ハンドブックの活用 オレンジカフェすみだ(認知症カフェ)

認知症予防に資する可能性のある活動の推進

高齢者が、認知機能の低下を遅らせ、健康で自立した生活を続けられるように、認知症 予防に資する可能性のある活動を推進します。

主な事業
地域介護予防活動支援
地域リハビリテーション活動支援
保健と介護の一体実施
75歳以上の健康診査
高齢者のための歯科健康診査

医療・介護の連携推進と介護者支援

認知症の人やその家族を支えるために、早期発見・早期対応が行えるしくみや家族介護者の負担軽減や孤立防止に関する取組を充実させます。

取組の方向性	主な事業
認知症の人やその家族に対し、よりきめ細かい相談対応を 行うために、各高齢者支援総合センターにおける認知症支 援 を充実させます。 医師、看護師などの医療専門職や、社会福祉士などの福祉	認知症初期集中支援チーム 在宅・医療介護連携推進協議会及び部会 在宅療養ハンドブックの活用 ケアマネジャー向け研修 認知症家族介護者教室
専門職による連携を推進し、医療機関受診や介護サービス 利用等を支援します。 認知症高齢者を在宅で介護している家族が、自身の悩みを 相談できる場を設けます。	男性介護者教室

認知症になっても生活しやすい環境づくりと社会参加支援

認知症の人が、外出や交流の機会を減らすことなく、住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるように、各種の障壁を減らしていくための取組を進めます。

取組の方向性	主な事業
認知症の人を支えるボランティアの育成を図るとともに、 地域において認知症の人が緩やかな見守りや生活支援を受けられるネットワークを構築します。 財産の管理や日常生活等に困難を抱える認知症の人に対し、成年後見制度の利用促進を図るとともに、虐待防止の取組を進めます。 認知症の人が、安心して暮らせる住まいで、能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、認知症型共同生活介護(認知症グループホーム)等を整備します。 認知症の人が地域で不便なく生活できるよう福祉のまちづくりを進めていきます。	認知症サポーターステップアップ教室 生活支援体制整備 見守リネットワーク事業 権利擁護に関する相談対応 市民後見推進事業 地域密着型サービスの整備

地域包括ケア計画における推進事業

認知症の方も安心できる地域づくり(こうめ)

幅広い対象に認知症サポーター養成講座を実施するとともに、専門職との連携や認知症家 族会を通じて、認知症の人が安心して暮らすことができる環境づくりを進めます。

(3) 重要推進事業

, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	T					
事業名	目的					
認知症普及啓発事業	認知症になっても住み慣れた場所で安心して暮らすことのできる地域					
	づくりを行うため、認知症における早期診断及び早期対応を促進するとと					
	もに、認知症の人を温かく見守り支える意識の醸成を図ります。					
	事業内容					
	認知症サポーター養成講座を実施し、認知症に関する正しい知識と理					
	解、認知症の人やその家族に対してできる範囲での手助けのあり方等					
	を普及啓発します。					
	認知症ケアパスを配布し、認知症の進行に応じて必要となる対応やサ					
	ービスについて周知します。					
	すみだオレンジかるたを活用し、遊びを通した認知症普及啓発を図り					
	ます。					
	世界アルツハイマーデー (毎年9月 21 日)及び月間 (毎年9月)					
	に関する周知を行います。					
	推進の方向性					
	小中高生をはじめとした各世代や区内企業、様々な職種を対象に、対象					
	者に見合った内容で認知症サポーター養成講座を実施します。					
活動指標						
項目	現状	令和3年	令和4年	令和5年		
	(令和元年)					
認知症サポーター数	22,950人			25,000人		
累計(年度末時点)	,_,					
	1	ı	ı	ı		

【再掲】

V L2161 V						
事業名	目的					
・介護予防普及啓	高齢者が自ら介護予防に取り組み、継続できるようにします。					
発	事業内容					
・地域介護予防活	各種教室等の開催、介護予防サポーターの養成、活動支援、専門					
動支援・地域リハビ	職の派遣、運動事業の情報共有など、介護予防の普及啓発を図り、					
リテーション活動	高齢者が地域の中で取組み続けられる仕組みを構築します。					
支援〔高齢者福祉	推進の方向性・指標					
課〕	介護予防の自主グループ数					
活動指標						
項目	現状	令和3年	令和4年	令和5年		
	(令和2年)					
自主グループ数	2 1 5			3 1 0		
	グループ			グループ		

非常時への備えと対策

新型コロナウイルス感染症の流行や近年の災害発生状況を考慮し、「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」、「墨田区地域防災計画」との整合をはかり、平時からの備えと対策を展開していきます。

(1)感染症対策

未発生期の備え

○平常時からの備え

日頃から介護事業所等と連携し、感染拡大防止訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、介護事業所等の職員が感染症に対する理解や知見を有した上で業務にあたることができるよう、 感染症に対する研修の充実等を進めます。

高齢者に対して、発生段階ごとの効果的な広報の方法について、事前に検討をします。

関係団体との連携

緊急事態宣言時、新型インフルエンザ等特別措置法(以下、「特措法」という。)第 45 条第 2 項に基づく高齢者・障害者等の社会福祉施設(通所及び短期入所系サービスに限る)の使用制限の要請等が行われた場合には、「施設のサービス利用者が訪問介護等の代替サービスを受けられるよう、関係団体等と調整を行う」とされています。

未発生期から施設間の連携を強化していくとともに、緊急事態宣言時を想定し、円滑に代替サービスを提供する事業者等への引き継がなされるよう手順を検討します。また、各サービス提供者が事業を継続できるよう事業継続計画の見直しや策定に向けた取組を推進します。

発生期の対応

情報収集と提供

社会福祉施設から発生状況についての情報を収集するともに、社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に情報提供を行います。

感染拡大防止

区は、高齢者・障害者等の社会福祉施設の各設置者に対し新型インフルエンザ等の疑われる利用者、施設職員について、接触者の健康管理に努めるよう要請します。また保健所、所管部署や医師との連携し、利用者、施設職員へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設の消毒等、感染拡大防止に努めるとともに、必要に応じて臨時休業等の措置をとるよう要請します。

高齢者・障害者等の社会福祉施設については、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、新型インフルエンザ等の症状がある利用者、施設職員に対しては、施設の利用制限や出勤自粛の徹底、受診勧奨等の感染拡大防止策を行うよう要請します。

資材の提供

大規模な感染症の発生時には、介護事業者等に対し防護具等の必要な物資についての確保や調達手段、輸送方法について関係部局と連携を図ります。

ICT を活用した「新しい生活様式」への対応

オンラインシステムや動画配信サービスの活用

これまでの集合型による運動教室などができない場合であっても、健康状態を維持・改善することができるよう、オンラインシステムや動画配信サービスを活用した取組を検討します。

介護事業者に対する事業者連絡会も一部オンラインシステムを状況に応じて活用を検 討します。

ICT リテラシ<u>ーの向上</u>

高齢者の中には、タブレットなどの情報端末を活用できない方もいることから、ICT リテラシーの向上を目的とした事業を検討します。介護事業者も事業者単位では取組が難しい状況を考慮し、ICT リテラシー向上のための研修も推進します。

(2) 災害対策

未発生期の備え

作成中

介護事業所における非常災害対策

介護事業所においては、非常災害時に関する具体的な計画を立てることとされています。 区では防災課と協力の上、災害時の区の防災計画や水害時避難確保計画等について情報提供を行います。また、各事業所での防災対策及び災害用備蓄についての協力を促していきます。

作成中

第6章

介護保険事業の推進

1 第7期介護保険給付サービス等の進捗状況

(1) 居宅サービス

介護予防サービス(予防給付)

100 人以上の利用がある介護予防訪問介護、介護予防居宅療養管理指導、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援は、実績値が計画値を上回っています。

介護予防サービス(予防給付)の計画値と実績値の比較

(単位:人/月)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	計画値	0	0	0
介護予防訪問介護	実績値	6	1	0
	計画比	皆増	皆増	皆増
	計画値	2	2	2
介護予防訪問入浴介護	実績値	1	2	2
	計画比	50.0%	100.0%	100.0%
	計画値	200	191	196
介護予防訪問看護	実績値	175	213	259
	計画比	87.5%	111.5%	132.1%
	計画値	15	39	41
介護予防訪問リハビリテーション	実績値	34	46	50
	計画比	226.7%	117.9%	122.0%
	計画値	99	98	102
介護予防居宅療養管理指導	実績値	160	213	254
	計画比	161.6%	217.3%	249.0%
	計画値	0	0	0
介護予防通所介護	実績値	5	1	0
	計画比	皆増	皆増	0%
	計画値	41	45	46
介護予防通所リハビリテーション	実績値	38	37	46
	計画比	92.7%	82.2%	100.0%
	計画値	7	7	7
介護予防短期入所生活介護	実績値	8	8	5
	計画比	114.3%	114.3%	71.4%
	計画値	1	0	0
介護予防短期入所療養介護	実績値	1	1	1
	計画比	100.0%	皆増	皆増
	計画値	49	40	42
介護予防特定施設入居者生活介護	実績値	50	64	67
	計画比	102.0%	160.0%	159.5%
		704	702	715
介護予防福祉用具貸与	実績値	732	746	783
	計画比	104.0%	106.3%	109.5%
#4	計画値	27	21	22
特定介護予防福祉用具販売	実績値	22	20	18
	計画比	81.5%	95.2%	81.8%
// * = = 	計画値	42	23	22
住宅改修費の支給	実績値	25	22	23
	計画比	59.5%	95.7%	104.5%
A 4# = 5 - L -	計画値	729	801	819
介護予防支援	実績値	887	925	989
	計画比	121.7%	115.5%	120.8%

資料:「介護給付実績」

介護サービス(介護給付)

居宅介護支援や福祉用具貸与の利用が多いなど、サービスの種類によって偏りがあります。また、居宅療養管理指導は、実績値が計画値を大幅に上回っています。

介護サービス(介護給付)の計画値と実績値の比較

(単位:人/月)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	計画値	2,522	2,622	2,749
訪問介護	実績値	2,680	2,682	2,719
	計画比	106.3%	102.3%	98.9%
	計画値	318	238	251
訪問入浴介護	実績値	235	229	217
	計画比	73.9%	96.2%	86.5%
	計画値	947	1,173	1,258
訪問看護	実績値	1,159	1,284	1,415
	計画比	122.4%	109.5%	112.5%
	計画値	165	201	214
訪問リハビリテーション	実績値	176	202	230
	計画比	106.7%	100.5%	107.5%
	計画値	2,470	2,262	2,450
居宅療養管理指導	実績値	3,542	3,858	4,144
	計画比	143.4%	170.6%	169.1%
	計画値	1,232	2,142	2,282
通所介護	実績値	2,289	2,343	2,384
	計画比	185.8%	109.4%	104.5%
_	計画値	365	366	392
通所リハビリテーション	実績値	368	370	370
	計画比	100.8%	101.1%	94.4%
	計画値	434	393	417
短期入所生活介護	実績値	372	362	378
	計画比	85.7%	92.1%	90.6%
	計画値	75	59	63
短期入所療養介護	実績値	58	61	58
	計画比	77.3%	103.4%	92.1%
	計画値	545	641	661
特定施設入居者生活介護	実績値	594	586	618
	計画比	109.0%	91.4%	93.5%
	計画値	3,305	3,521	3,772
福祉用具貸与	実績値	3,466	3,630	3,720
	計画比	104.9%	103.1%	98.6%
*** 空气沙 B B 吃 幸	計画値	78	57	61
特定福祉用具販売	実績値	57	57	54
	計画比	73.1%	100.0%	88.5%
(大字な)枚乗の士公	計画値	60	52	57
住宅改修費の支給	実績値	52	46	47
	計画比	86.7%	88.5%	82.5%
日ウ人拼土控	計画値	5,019	5,261	5,619
居宅介護支援	実績値	5,029	5,212	5,316
答案と「介護を付字法」	計画比	100.2%	99.1%	94.6%

資料:「介護給付実績」

(2)地域密着型サービス

地域密着型サービスのうち、夜間対応型訪問介護は、実績値が計画値を大幅に下回っています。看護小規模多機能型居宅介護は、実績値が計画値を大幅に上回っています。

地域密着型サービス(予防給付を含む。)の計画値と実績値の比較

(単位:人/月)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
	計画値	25	30	33
夜間対応型訪問介護	実績値	19	17	7
	計画比	76.0%	56.7%	21.2%
認知症対応型通所介護・	計画値	125	146	155
認知症对心室通所力度。 介護予防認知症対応型通所介護	実績値	136	143	158
万度了例認知证别心望通 时 万度	計画比	108.8%	98.0%	101.9%
┃ ┃ 小規模多機能型居宅介護・	計画値	224	118	129
■ 小院候夕機能至尚七月最 ■ 介護予防小規模多機能型居宅介護	実績値	109	109	123
月 後 17 例小说侯夕娥能望凸七月 接	計画比	48.7%	92.4%	95.3%
認知症対応型共同生活介護・	計画値	374	329	361
介護予防認知症対応型共同生活介護	実績値	295	286	289
(認知症高齢者グループホーム)	計画比	78.9%	86.9%	80.1%
	計画値	20	22	23
地域密着型特定施設入居者生活介護	実績値	20	21	21
	計画比	100.0%	95.5%	91.3%
	計画値	38	35	36
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	実績値	35	33	32
	計画比	92.1%	94.3%	88.9%
	計画値	43	13	13
看護小規模多機能型居宅介護	実績値	13	25	25
	計画比	30.2%	192.3%	192.3%
	計画値	2,079	1,101	1,175
地域密着型通所介護	実績値	1,199	1,273	1,307
	計画比	57.7%	115.6%	111.2%

資料:「介護給付実績」

(3) 施設サービス

施設サービスは、概ね計画どおりにサービス利用が進んでいます。

施設サービスの計画値と実績値の比較

(単位:人/月)

(十位・ババ					
区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
	計画値	1,071	976	976	
介護老人福祉施設	実績値	964	1,028	1,044	
	計画比	90.0%	105.3%	107.0%	
	計画値	566	596	596	
介護老人保健施設	実績値	579	576	568	
	計画比	102.3%	96.6%	95.3%	
	計画値	38	46	24	
介護療養型医療施設	実績値	44	37	24	
	計画比	115.8%	80.4%	100.0%	
介護医療院	計画値		0	0	
	実績値		2	11	
	計画比		皆増	皆増	

資料:「介護給付実績」

(4)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は、すべての事業で実績値が計画値を下回っています。

総合事業の計画値と実績値の比較

(単位:人/月)

区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度
**************************************	計画値	1,366	1,161	1,188
┃ 訪問型サービス ┃ (第1号訪問事業)	実績値	1,127	1,039	1,008
(第15初回事業)	計画比	82.5%	89.5%	84.8%
通所型サービス	計画値	1,532	1,305	1,418
通州型リーピス (第1号通所事業)	実績値	1,301	1,290	1,285
(第15週別事業)	計画比	84.9%	98.9%	90.6%
人雄マ <u>は</u> ケフラウミスン。	計画値	1,832	1,497	1,572
介護予防ケアマネジメント (第1号介護予防支援事業)	実績値	1,399	1,314	1,227
	計画比	76.4%	87.8%	78.1%

資料:「介護保険課調べ」

2 介護保険サービス等の見込み量

(1) 居宅サービス

良質な居宅サービスの安定的な供給を確保し、住み慣れた地域における暮らしを維持するために、区民のニーズに対応したサービス提供ができるように努めます。

介護予防サービス(予防給付)の見込み量

(単位:人/月)

- A		第8期			参考値		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度		
介護予防訪問入浴介護	2	2	2	2	2		
介護予防訪問看護	274	279	284	290	296		
介護予防訪問リハビリテーション	52	54	54	55	53		
介護予防居宅療養管理指導	161	163	167	170	164		
介護予防通所リハビリテーション	44	46	46	47	46		
介護予防短期入所生活介護	6	6	6	6	6		
介護予防特定施設入居者生活介護	66	68	69	70	68		
介護予防福祉用具貸与	802	817	833	849	818		
介護予防特定福祉用具販売	24	24	26	26	25		
住宅改修費の支給	22	23	23	24	22		
介護予防支援	1,013	1,032	1,053	1,072	1,032		

介護サービス (介護給付) の見込み量

(単位:人/月)

V /		第8期	参考値		
区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
訪問介護	2,538	2,574	2,631	2,711	2,749
訪問入浴介護	228	228	235	242	250
訪問看護	1,474	1,493	1,527	1,575	1,600
訪問リハビリテーション	229	233	238	245	248
居宅療養管理指導	2,500	2,525	2,587	2,669	2,725
通所介護	2,235	2,272	2,322	2,392	2,418
通所リハビリテーション	386	391	400	412	420
短期入所生活介護	377	381	389	401	410
短期入所療養介護	63	64	64	67	69
特定施設入居者生活介護	643	659	675	697	709
福祉用具貸与	3,701	3,747	3,836	3,956	4,028
特定福祉用具販売	58	59	60	62	63
住宅改修費の支給	50	51	52	53	54
居宅介護支援	5,313	5,394	5,514	5,680	5,748

(2)地域密着型サービス

介護が必要になっても、可能な限り地域でその人らしく生活することができるよう、日常生活圏域におけるバランスに考慮し、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)等の計画的な整備を推進します。

地域密着型サービスの見込み量

(単位:人/月)

E /		第8期	参考値		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	172	174	179	184	186
小規模多機能型居宅介護	151	154	158	162	165
認知症対応型共同生活介護	295	303	327	339	344
地域密着型特定施設 入居者生活介護	20	20	20	20	20
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	36	36	36	39	40
看護小規模多機能型居宅介護	31	31	32	29	29
地域密着型通所介護	1,190	1,211	1,238	1,274	1,283
地域密着型介護老人福祉施設入 居者生活介護	2	2	2	2	2

地域密着型サービスの整備計画

区分	令和2年 度末整備数 (予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
認知症対応型共同生活介護	16か所 定員306人				

(3)施設サービス

特別養護老人ホームについては、ひきつづき整備の重要性があることから、効率的な経費・スケジュールで整備できるよう、新たに整備を進めます。

施設サービスの見込み量

(単位:人/月)

Б /\		第8期	参考値		
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護老人福祉施設	1,105	1,207	1,207	1,249	1,298
介護老人保健施設	535	549	562	580	595
介護療養型医療施設	16	16	17		
介護医療院	14	14	15	33	35

施設サービスの整備計画

区分	令和2年 度末整備数 (予定)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
介護老人福祉施設	9か所 定員788人				

(4)都市型軽費老人ホーム

都市型軽費老人ホームは、未整備圏域を優先しつつ、全圏域を対象に整備します。

区分	令和2年度末 整備数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合 計
都市型軽費老人ホーム	7か所 定員140人				

⁽注)令和3年度以降の整備については、区内都市型軽費老人ホームにおける総待機者数に基づき、必要棟数を考慮して公募を行う 予定

(参考)区内のサービス付き高齢者住宅と有料老人ホームの整備状況

区分	令和元年度未整備数
サービス付き高齢者住宅	4か所171戸
介護付き有料老人ホーム	10か所定員783人
住宅型有料老人ホーム	1か所定員25人

(5)介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

適切なケアマネジメントに基づき、訪問型・通所型のサービスを実施します。

総合事業の見込み量

(単位:人/月)

Б. /\	第8期			参考値	
区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
通所型サービス(従前)	1,193	1,217	1,240	1,210	1,264
通所型サービスA	44	45	45	4 4	46
通所型サービスC	517	514	511	506	546
訪問型サービス(従前)	949	968	986	963	1,006
訪問型サービスB	542	540	537	532	574
訪問型サービスC	106	105	105	104	112

3 第1号被保険者の介護保険料

「第8期介護保険事業計画」に該当する部分の記載となります。

令和3年度~令和5年度の各サービスの事業量目標値、費用額・保 険給付額等を示します。

令和3年度~令和5年度の第1号被保険者保険料基準額及び所得段階別保険料額等を示します。

参考値として、令和7年度及び令和22年度の各サービスの事業量目標値、第1号被保険者保険料基準額及び所得段階別保険料額等を別途記載します。

(1)給付適正化の推進(墨田区第5期介護給付適正化計画)

介護給付適正化の基本方針

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする利用者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が提供するよう促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

これにより高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

区では介護適正化の主要 5 事業である「要介護認定の適正化」「ケアプラン点検」「住宅 改修等の点検」「医療情報との突合・縦覧点検」「介護給付費通知」に加え、東京都国保連 の適正化システムから給付実績の活用として提供されるデータの活用を加えた 6 事業を 中心に取組を推進します。

第4期介護給付適正化計画の課題と今後の目標

「東京都高齢者保健福祉計画(平成30年度~平成32年度)」を踏まえ利用者に対し、 適正な介護認定を行った上で、適切なケアマネジメントにより受給者が真に必要とするサ ービスを提供できるよう、次のア~カに取り組みました。

墨田区第5期介護給付適正化計画では、今まで実施した主要事業の充実を目指し、引き続き取り組むこととします。今後の目標と具体的な取組内容は次のとおりです。

ア 要介護認定の適正化

基本方針:全国一律の基準に基づいた要介護認定を適切に実施します。

【4期における実施内容等】

認定調査の充実

新規認定調査と区分変更の調査は区職員が実施し、一部は民間の居宅支援事業者に委託し実施しています。

民間の居宅介護支援事業所に委託している認定調査を、より適正なものとするため、認定調査員に対する研修の充実を図りました。また、事務的な認定調査票の内容点検・指導等を通じて、認定調査と調査員の質の向上を図りました。

介護認定審査会平準化事業

認定審査については、引き続き区民の信頼に応えるため、審査会委員への研修等を通して、合議体間の認定結果の均衡が図られるよう適正な介護認定審査会運営に 努めます。

また、各種研修を実施することにより、調査員の調査項目の理解を深めたり、業務分析データから合議体間の審査の傾向を明らかにするとともに、審査会の時間短縮及び負担軽減を図ることで、認定結果の均衡が図られるよう適正な介護認定に努めました。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	認定調査の充実	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

	介護認定審査会平準化事業	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

イ ケアプラン点検

基本方針:居宅サービス計画書を作成する介護支援専門員の「ケアマネジメント能力」を向上させ、利用者の自立支援に資するケアマネジメントの実践につなげることで、「介護給付費の適正化」を図ります。

【4期における実施内容等】

介護保険サービスの質の向上を図ることを目的に、利用者の自立支援及び介護保険サービスの給付適正化に資するケアマネジメントの検証を実施しました。

今後も引き続き関係者とともに協議・検討し、ケアプラン点検を適切に実施して いく必要があります。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	ケアプラン点検	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

ウ 住宅改修等点検

基本方針:制度の趣旨及び受給者の生活実態にそぐわない不適切又は不要な住宅改修及び福祉用具購入・貸与の給付の状況を点検し、受給者がよりよい生活ができるよう適切な給付を推進します。

【4期における実施内容等】

住宅改修支給申請の手引を住宅改修事業者や介護支援専門員に配布し、制度の周知に努めました。また、平成29年度から実施している受領委任払い取扱事業者登録制度では、住宅改修を行う事業者に対し、制度の趣旨に沿った工事となるよう、内容点検に努めました。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	住宅改修等点検	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

エ 縦覧点検・医療情報との突合

基本方針:報酬請求に疑義のある事業所に対して、確認等適切な処置を行い、適正な報酬 請求を促します。

【4期における実施内容等】

国保連が独自に所有する医療給付情報や介護給付情報の突合点検により疑義が 生じている情報を活用し、給付の適正化を図りました。

医療情報との突合では、医療給付情報や介護給付情報の突合結果の帳票を、縦覧 点検では、介護給付情報のうち居宅介護支援請求におけるサービス実施状況一覧表、 重複請求縦覧チェック一覧表、算定期間回数制限チェック一覧表等の帳票を用いて、 請求誤りが判明した場合には過誤・再請求をするよう指導しました。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	縦覧点検・医療情報との突合	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
内容				

オ 介護給付費通知

基本方針:介護保険サービスの利用者に対し、自身が利用したサービス内容(種類・費用) を通知することにより、利用者の介護保険財政に対する理解を深め、介護保険サービス事 業者等による介護報酬の不正請求等を防止し、適正化を図ります。

【4期における実施内容等】

区では、年2回(6月分・12月分)介護給付費通知を全受給者に発送しています。通知のほかに給付費通知の見方、介護報酬改定のお知らせ、総合事業の案内(要支援者のみ)を同封しています。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	介護給付費通知	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

カ 給付実績の活用

基本方針:介護給付適正化支援システム等により、介護保険認定データと国保連から提供 される給付実績データを突合し、不適切な給付等を把握することで、介護給付の適正化を 図ります。

【4期における実施内容等】

介護給付適正化支援システムで基本的なもの(特に過誤の可能性の高い給付・算 定基準に合わない給付)について、点検を行いました。今後は、給付実績のより効 率的な活用方法が必要です。

【5期の取組目標と実施内容・方法】

	給付実績の活用	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標				
実施内容				
方法				

(2) 適正な事業運営の確保

事業者に対する指導・監督

介護給付の適正化とサービスの質の向上を目指して、介護サービス事業所に対する実地指導や必要に応じて監査を行っていきます。

実地指導・集団指導の取組目標と実施内容・方法(表の追加)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標			
実施内容			
方法			

介護保険料収入の確保

介護保険料は、介護保険制度を維持していくための大切な財源です。『第7期計画』で もきめ細かな所得区分及び保険料率を設定しました。

納付書での納付については、被保険者の利便性の向上を目的に、平成18年度から従来の金融機関に加え、コンビニエンスストア収納を開始し着実に実績も上がっており、今後も継続していきます。

電話による催告、口座振替の推進、訪問徴収等に加え、コンビニ及び電子マネーによる収納を実施し保険料収入の確保を図ります。

滞納者には、適切な時期に督促状・催告書を送付し、納付について理解を求めていきます。

給付滞納者対応の取組目標と実施内容・方法(表の追加)

	R3 年度	R4 年度	R5 年度
取組の目標			
実施内容			
方法			

(3) サービスの質の向上

苦情・通報情報の適切な把握・分析及び活用

介護保険制度に関する利用者の苦情等については、毎月、東京都国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に苦情への対応状況を報告する一方、すみだ福祉サービス権利擁護センター(墨田区社会福祉協議会)等と連携し、様々な苦情の解決を図っており、今後も発生状況等の分析を通じて再発防止に努めます。また、高齢者に対する虐待、施設における食中毒・感染症の発生など、特に緊急度の高い案件は、関係機関と連携して、速やかな対応を行います。

研修会、情報交換会等の開催

現場で働く介護事業所の職員等のスキルアップや意識の向上を図り、利用者の側に立ったサービスの提供を目指します。

事業者に対する説明会・研修会(介護保険事業者連絡会)を開催するほか、職種別の連絡会による研修会、講演会等の開催に対して、区は側面からの支援を行います。

サービス提供事業者、関係機関との連携・協働の推進

区は、保険者としての責務に基づき、介護保険事業の円滑な運営に取り組んでいます。 介護保険制度に対する区民の信頼を高め、質の高い介護サービスを提供するためには、 区民、地域の関係機関及びサービス提供事業者との連携が必要です。

区では、様々な機会を通じ区民の介護保険事業に関する理解浸透に努めるとともに、各 種連絡会等を支援し、関係機関やサービス提供事業者と積極的に協力・協働していきます。

運営協議会等の運営

墨田区介護保険事業運営協議会、墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会、墨田区地域包括支援センター運営協議会の運営、協議を通して、区民や学識経験者、区内関連団体等の意見を聴取し、適正な事業運営に努めます。

(4)利用料負担軽減への取組

介護サービス利用時の利用者負担額軽減策として、利用料の一時的立て替えを行う高額 介護サービス費等貸付制度、一定の所得未満の人を対象とした社会福祉法人等のサービス 利用支援事業及び、区民税非課税世帯に対する補足給付(施設給付費の食費と居住費自己 負担分)を行う特定入所者介護サービス費の支給を実施しています。

平成 18 年からは、福祉用具購入費及び住宅改修費について、利用者の一時的負担が少なくなる受領委任払いも選択できるようになりました。

一方、平成27年の介護保険法の改正により、負担の公平性を確保するため、一定以上の所得のある人の自己負担割合を2割とし、平成29年の介護保険法の改正により、平成30年8月から2割負担者のうち特に所得の高い人の自己負担割合は3割となりました。

また、低所得の施設利用者の食費・居住費を補填する「補足給付」を判定する際に平成 27年8月から資産要件(預貯金・有価証券等)などを追加しています。

第7章

日常生活圏域別地域包括ケア計画

1 高齢者支援総合センターと高齢者みまもり相談室

(1) 高齢者支援総合センター(地域包括支援センター)

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が在籍し、高齢者及びそのご家族の方の身近な相談窓口として、区内に8か所あります。介護予防等についての相談に対応するほか、要介護認定や区独自の福祉サービスの申請、福祉機器の展示、住宅改修など、福祉保健に関することに専門職員が応じます。

<高齢者支援総合センターの主な役割>

総合相談業務

高齢者やそのご家族の相談窓口として、介護予防、認知症、介護保険認定や区の福祉サービスの申請等のご相談にお答えします。

包括的・継続的ケアマネジメント 支援業務

専門職との連携体制を構築しながら、地域のケアマネジャーの個別支援や相談対応等を行います。

権利擁護業務

成年後見制度の活用促進や、高齢者虐待へ の対応等を行います。

介護予防支援・介護予防 ケアマネジメント

要支援・要介護状態になる可能性のある方 に対する介護予防ケアプランの作成等を行 います。

認知症総合支援事業・地域づくり等

認知症地域支援推進員や生活支援コーディネーターを配置し、認知症に関する支援事業や 高齢者の日常生活を地域で支える資源の開拓やマッチングなどを行います。

区では高齢者支援総合センターの機能強化を目的として、高齢者支援総合センターに対する後方支援及び人材育成等、従来区が実施していた機能の一部を、専門知識を有する事業者に委託し、専門性を活かした早期問題解決及び質の向上に努めています。 区内に 2 か所の福祉総合型高齢者支援総合センターでは、交流サロンや介護予防等の教室スペースを設けて介護予防の拠点としての役割を担うとともに、身体障害者手帳の取得に関する相談を受けています。

(2) 高齢者みまもり相談室

高齢者が在宅で安心・安全に生活するために、特に孤立しがちなひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域と連携して見守りネットワークの構築を行います。

< 高齢者みまもり相談室の主な役割 >

実態把握訪問等を通じて、孤立しがちなひとり暮らし高齢者等を把握し、支援します。 町会・自治会、老人クラブ、墨田区民生委員・児童委員等の関係機関との連携や、広 報誌「みまもりだより」の発行、講座の開催等を通じて、見守り活動の普及啓発を行 います。

見守り協力員の養成や、地域の見守り活動の支援を行います。

(3)地域ケア会議

支援が必要な高齢者等へ適切な支援を行うための検討を多様な関係者で行うとともに、 個別ケースの検討によって共有された地域課題を地域づくりなどに結び付けていくこと で、地域包括ケアを推進していくひとつの方法です。

2 日常生活圏域別地域包括ケア計画

(1) 作成の趣旨

日常生活圏域別地域包括ケア計画(以下、「地域包括ケア計画」という。)は、「墨田区高齢者福祉総合計画・第8期介護保険事業計画」の策定に合わせて、日常生活圏域ごとに、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、策定するものです。地区の課題や特性を踏まえて、第8期中に重点的に実施していく内容を、センター・相談室とともに地域の関係者の意見を踏まえて定めた計画です。

地域包括ケア計画は、センター・相談室が中心となって、地域で活躍する方々とともに 推進していきます。

(2)作成の経過

令和2年2月から3月にかけて、センター・相談室の職員によるワークショップを開催し、『第7期日常生活圏域別地域包括ケア計画』の見直しの方向性を検討しました。また、令和2年度に各センターにおいて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、文書等を通じた地域ケア会議出席者からの意見聴取、意見交換会を行い、その内容をもとに検討を進めました。

(3)参加者

会議には、主に以下のような方が参加しています。

介護サービス事業者:居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護・通所リハビリテーション事業所、訪問看護事業所、福祉用具貸与事業所、小規模多機能型居宅介護、認知症グループホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設及び有料老人ホーム医療関係者:医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、医療相談室相談員及び作業療法十

町会・自治会、老人クラブ、民生委員、介護相談員及び見守り協力員 社会福祉協議会、シルバー人材センター及び配食サービス事業所

官公庁:警察署及び消防署

3 各圏域の推進事業

第8期地域包括ケア計画は、日常生活圏域ごとに編集します。本書には概要を掲載しています。

(1) みどり圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率は 15.2%であり、全圏域の中で 1番低くなっています。平成 31年 1月から令和 2年 1月の間での 65歳以上人口の増加率は、多くの圏域が減少する中 1.5%増加しており、増加率が全圏域の中で 1番高くなっています。
- ・持家(集合住宅)の割合は35.2%で全圏域の中で2番目に高く、マンションなどに居住する 方が比較的多くなっています。
- ・家族や友人・知人以外の相談相手として町会・自治会、老人クラブと回答した人の割合は 13.9%で全圏域の中で1番高くなっており、地縁組織が相談相手となっていることがわかり ます。交流、通いの場の数も全圏域の中で1番多く、活発に地域活動が行われています。反面、 地域活動に参加していない理由として、「関心がない」「必要に迫られていない」と回答した人 の割合が合わせて74.7%で全圏域の中で1番高くなっています。

【推進事業】

私が私であるために

施策の方向性 1・2・3・4

意思決定支援や ACP(人生会議)の考え方をもとに、地域ケア会議の課題共有等を通じ医療・介護の多職種によるチームケアの実践を図ります。また、セミナーを開催し、住民に対する普及啓発も進めていきます。

暮らしの道しるベプロジェクト

施策の方向性 1・2

「知る、出会う、活動する」をテーマに集いや講座を企画し、退職後の高齢者等の地域活動への関心を高め、参加を促進します。また、地域座談会や社会資源情報をまとめたマップ「暮らしの道しるべ」を作成し、周知を行います。

笑顔でフレイル予防

施策の方向性

2

フレイル予防の促進や介護予防自主グループの活動継続のための支援を行います。また、退職後の高齢者等に向けて介護予防について学ぶための講座を開催します。

よろしく・こんにちは事業

施策の方向性 1・2・5

転入者や集合住宅に住む方に対して、積極的に高齢者みまもり相談室が実態把握等を 行い、地域とのつながりづくりや、気軽に相談できる関係づくりを行います。さらに、 住まいに関わる関係者と連携した見守り体制を強化します。

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(2)同愛圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率は18.9%となっており、全圏域の中で2番目に若い圏域となっています。
- ・地域づくりへの参加者としての参加意向として、「参加してもよい」と回答した人の割合は 50.9%で全圏域の中で1番高くなっています。
- ・「かかりつけ医がいる」と回答した人の割合は84.8%、「訪問診療について知っている」と回答した人の割合は78.8%で、全圏域の中で2番目に高くなっています。しかし、「自宅で療養を続けたいと思う」と回答した人のうち、「自宅での療養の実現は難しいと思う」と回答した人の割合は46.2%となっています。
- ・住まいや住環境で困っていることでは、「廊下や居室などの段差」や「エレベーターがないこと」と回答した人の割合がそれぞれ3.3%、5.4%で他圏域に比べ高くなっており、転倒リスク該当者の割合が29.2%と全圏域の中で1番高くなっています。

【推進事業】

施策の方向性 あなたも社会資源 生かせる趣味や特技を持つ高齢者が活躍できるよう、人材の把握や活躍の機会とのマ ッチング、交流会によるネットワークづくりを行います。 施策の方向性 2 • 4 元気で暮らそう 地域の専門職と協働し、栄養や運動機能向上、口腔ケアなどのフレイル予防や受診・ 健康診断のすすめ等をテーマに講座を開催するほか、チラシ等を活用して介護予防の取 組の周知を行います。 施策の方向性 3 サービス向上委員会 研修会を通じ介護事業所の連携を強化するとともに、介護事業所の資源や専門性を活 かした地域の課題解決の支援や地域向けイベントの実施を行います。 2 · 4 施策の方向性 知っ得!!多職種連携 相互研修を通じ多職種のネットワークを強化し、強固な協力関係のもと、切れ目ない 医療介護サービスの提供を目指します。また、地域の専門職と連携して、医療・介護・ 認知症などに関する講座を開催し、情報発信を行います。 施策の方向性 5 住まいでスマイル♡ 住宅の段差等、住まいに不安を感じている高齢者に対し、勉強会やリーフレットを活

用して、日常生活用具・住宅改修や災害、家庭内事故の防止等に関する情報発信、普及

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

啓発を行います。

90

_

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4 医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(3) なりひら圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

・高齢化率は20.2%と全圏域の中では比較的低い割合ですが、65歳以上の人口増加率は全圏 域で2番目に高く、ひとり暮らし高齢者の増加率は 1.3%と全圏域の中で1番高くなってい ます。

.....

- ・地域づくりへの参加意向として、「世話役として参加しても良い」と回答した人の割合が 34.5%で全圏域の中で1番高く、積極的に地域づくりに関わる意向を持つ人がいます。
- ・運動器の機能低下リスク該当者の割合は 14.7%で全圏域の中で1番低くなっていますが、外 出を控えている人の割合は21.6%で、他の圏域に比べて高くなっています。

【推進事業】

施策の方向性 地域活動の新たな担い手育成 全数実態把握訪問等を通じて地域活動に関心のある方へ働きかけを行い、活動を紹介 する講習会を実施するとともに、新たな担い手として活動へつなぎます。 施策の方向性 1・3・4 認知症になっても暮らし続けられるまち 多職種による勉強会や、地域住民への認知症の普及啓発等を実施し、認知症の人を地 域で支える体制づくりを進めます。 施策の方向性 2 元気セルフチェック会 介護予防活動に参加したことがない方に対し、リハビリテーション専門職と連携した 身体能力測定会を実施し、早い段階からの介護予防を促進することで外出できる体力維 持を目指します。 施策の方向性 3 • 4 介護が必要になっても暮らし続けられるまち ケアマネジャー等を対象にした研修会を実施し、地域資源を活用したケアマネジメン トの推進や多職種のネットワークづくりを行います。 施策の方向性 3・4・5 最期まで地域で暮らし続けられるまち 本人の意思に基づき最期まで住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、看取りや

ACP(人生会議)について、医療・介護に関する専門職や地域住民が参加する勉強会を

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

開催するほか、家族や当事者向けの意見交換等を行います。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4 医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(4) こうめ圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率は22.6%と区全体の平均とほぼ同じ割合ですが、高齢者人口のうちひとり暮らし高齢者の割合は他の圏域に比べて高くなっています。
- ・外出を控えている人のうち、足腰などの痛みを理由として挙げた人の割合は、66.7%で全圏域の中で1番高く、低栄養リスク該当者の割合が2.4%で、他の圏域に比べて高くなっています。
- ・地域のつながりの必要性について、「とても必要だと思う」「どちらかと言えば必要だと思う」 と回答した人の割合が合わせて 83.8%で、全圏域の中で1番高くなっています。

【推進事業】

見守ろう!支えよう!つながろう!

施策の方向性 1・5

地域で活動している団体・個人や住まいに関する関係者との連携を強化することで、地域の見守り活動の活性化を図り、高齢者の孤立を防ぎ、異変の早期発見につなげます。

一歩踏み出し、皆と交流を深めよう!

施策の方向性 1・2

安心して外出できるようにするための地域の情報を収集し、外でひと休みできる社 会資源の発掘等を行います。また、ウォーキングマップ作成や、介護予防グループの 立ち上げ支援を行います。

人生 100 年楽しく学ぶ

施策の方向性 1・2・3・4・5

栄養や住まい、医療・介護など幅広いテーマで学ぶ機会を作るとともに、趣味活動等を通じた交流の場を広げることで、健康意識の向上や生きがいづくりにつなげます。

医療と介護の連携

施策の方向性 3・4

ケアマネジャー等の専門職向けの勉強会や意見交換会、地域ケア会議を通じて、多職種が協働し相互に高め合い、サービスを利用される方のニーズに的確に対応できることを目指します。

認知症の方も安心できる地域づくり

施策の方向性 1・2・3・4・5

認知症サポーター養成講座を幅広い対象に実施し理解を深めるとともに、専門職との連携や認知症家族会の実施を通じ、認知症の方やその家族を地域全体で支え合える体制づくりを行います。

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4 医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(5) むこうじま圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率は 25.3%と全圏域の中では比較的高く、ひとり暮らし高齢者の数は全圏域の中で 1番多くなっています。
- ・「家族や友人・知人以外の相談相手がいない」と回答した人の割合は38.9%、「この1か月間にあった友人・知人がいない」と回答した人の割合は15.7%で、他の圏域に比べて高くなっています。
- ・介護予防サポーター等による自主グループが実施する体操に「参加していない」と回答した人の割合は83.0%で、他の圏域に比べて高くなっています。

【推進事業】

見守り・支え合いネットワーク

施策の方向性

1

防災や認知症普及啓発のイベント等の参画や開催を通じて、関係機関との連携を強化するとともに、地域への見守り・支え合いのネットワークづくりを推進します。

つづけよう健康生活

施策の方向性 2・4

広報紙やセミナーにより、自主的に取り組める介護予防の普及啓発を行います。また、介護予防に取り組む自主グループの立ち上げや継続支援を通し、高齢者の役割発揮、社会参加の機会を増やします。

つながろう専門職

施策の方向性

3 • 4

地域のサービス事業者やケアマネジャーに対し、サービス提供や連携に役立つセミナーや事例検討・情報交換を行います。また、多職種連携により地域住民の主体性を引き出すイベントを企画し、高齢者の継続的な社会参加を促します。

むこうじま情報発信

施策の方向性

1 • 4

まち歩き等により地域の情報を収集し、マップや広報紙を作成するとともに、情報の拠点となる社会資源を整備し周知します。また、地域住民が必要な医療や制度等の普及啓発を行います。

住まいとくらしの整備

施策の方向性

5

住宅改修等を周知し、住み慣れた地域での安全な環境を整備します。また、心身の変化に関わらず、安心して暮らし続けることに着目した ACP(人生会議)の普及啓発を行います。

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4 医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(6) うめわか圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率が29.2%と全圏域の中で最も高くなっています。また、後期高齢者の割合も15.7%で全圏域の中で1番高くなっています。
- ・地域で受けている手助けについて、「受けていない」と回答した人の割合は 70.8%で全圏域の中で1番低く、地域で何らかの手助けを受けている人が多い地域です。
- ・認知機能の低下リスク該当者の割合は4.4%で、全圏域で1番多くなっています。
- ・運動器の機能低下リスク該当者の割合は 20.6%で、他の圏域に比べて高くなっています。また、外出を控えている人の割合も 22.4%で他の圏域に比べて高くなっています。
- ・人生の最終段階に受けたい医療やケアの相談状況について、「話し合っていない」と回答した 人の割合が33.6%で、他の圏域に比べて高くなっています。

【推進事業】

施策の方向性 1 ちょこっとサービス応援団 地域で行われている見守り活動や住民同士の支え合いについて、情報共有の機会を設 け、活動の輪の広がりを促進します。また、リーフレットを作成し、地域の資源を周知 します。 施策の方向性 2 ストップ!フレイル 介護予防の自主グループ活動が継続的に行われるよう、講座や交流会を行うほか、フ レイル予防推進の普及啓発イベント等を開催します。 施策の方向性 3 • 4 Nブロジェクト~認知症を認知しよう~ 地域住民や専門職と協働し、認知症支援の情報交換や普及啓発イベント等を行いま す。また、専門職向け研修会や家族会を実施し、地域で認知症の人を支える力を強化し ます。 施策の方向性 人生会議~もしものための話し合いをしよう~ 「終活」や「ACP(人生会議)」の講座、多職種での情報交換会等を開催し、最期まで 自分らしく生きられるよう専門職の連携強化や住民への普及啓発を行います。 施策の方向性 5 いのちを守るネットワーク事業 住まい・防災に関する地域ケア会議を開催し、関係者の情報共有や地域見守りネット ワークの強化を図ります。また、安心して住み続けるため、住宅改修等の周知活動を行

います。

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(7) ぶんか圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率が 27.8%と全圏域の中で 2番目に高くなっています。また、高齢者の中の後期高齢者の割合も全圏域の中で 2番目に高くなっています。
- ・本人または家族の認知症の有無について、「症状がある人がいる」と回答した人の割合が 10.9%で、他の圏域に比べて高くなっています。
- ・地域の人から期待されたり、頼りにされたりしていると思うかという質問に対し、「そう思う」 と回答した人の割合は 8.0%で、他の圏域に比べて高くなっています。
- ・「かかりつけ医がいない」と回答した人の割合が 12.7%、訪問診療の認知度について「はじめて聞いた」と回答した人の割合が 21.8%で、他の圏域に比べて高くなっています。

【推進事業】

見守りの輪を広げよう~オレンジの輪~プロジェクト

施策の方向性 1・2

認知症サポーターを養成するとともに、オレンジ勉強会により認知症に関する学びを 深め、認知症カフェなど支え手が活躍し認知症の人を見守る機会をつくります。

「老活のすすめ」気ままに体操 123 プロジェクト

施策の方向性 1・2

住民が収集した地域の社会資源、外出に役立つ情報等を集約し、活用できるよう発信します。また、気軽に参加できる運動の機会を設け、介護予防やつながりづくりを促進します。

ぶんかカフェ事業

施策の方向性 1・2・3・4・5

地域の多職種による自由な意見交換や事例検討会、研修会を実施し、なごやかな雰囲気の中で、支援者同士の顔が見え相談し合える関係づくりを進めます。

自分の健康は自分で守るプロジェクト

施策の方向性 1・2・3・4

医療の専門職と協働し、生活習慣の見直しや受診、健康診断結果の見方など、医療や 老いに対する講座を実施します。

皆で関わろう防災の備えプロジェクト

施策の方向性 1・2・3・4・5

見守り体制を強化するため、関係者が情報共有する機会を設けるほか、避難ルートを確認する「防災ウォーキング」を通して災害時に身を守るための身体機能の向上を目指します。また、住まいづくり講座を開催し、住まい整備への意識向上につなげます。

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

(8) 八広はなみずき圏域

【社会資源等のデータおよびニーズ調査から見える圏域の特徴】(数字は令和元年10月1日時点)

- ・高齢化率は25.9%と全圏域の中で3番目に高くなっています。
- ・地域のつながりの必要性について、「とても必要だと思う」と回答した人の割合が 35.5%で、全圏域の中で1番高くなっています。
- ・閉じこもリリスク該当者の割合が13.6%で、他の圏域に比べて高くなっています。
- ・介護予防サポーター等による自主グループが実施する体操への参加頻度について、「週1回以上参加している」と回答した人の割合が3.6%で、全圏域の中で1番高くなっています。
- ・地域連携型認知症疾患医療センターとして東京都に指定されている医療機関が圏域内にあり ます。
- ・持家(一戸建て)に居住していると回答した人の割合 61.1%で、他の圏域に比べて高くなっています。

【推進事業】

八広はなみずき応援団の育成	施策の方向性 1				
「みまもりだより」等で高齢者を支える活動の担い手を募集し、活動の説明や継続 支援、研修等を行い、担い手を増やしていきます。					
いきいき活動プロジェクト	施策の方向性 1・2				
これまで介護予防等の活動に参加していなかった方や閉じこもりの傾向が見られる方に対し、気軽に参加できる自主活動の立ち上げや、既存のグループの交流・継続を支援します。					
八広はなみずき多職種連携の会	施策の方向性 3				
介護サービス事業所が情報交換を行う研修会、事例 の見える関係構築をさらに進めます。	検討会等を開催し、多職種の顔				
地域医療健康活動	施策の方向性 4				
地域の医療関係者や認知症疾患医療センター等との協働により、フレイル予防や口腔ケア、認知症など医療に関する情報を伝える講座を開催します。					
住まいる講座	施策の方向性 5				
事業所と連携し、住宅改修助成事業や福祉用具に関する説明会・講座を開催し、住 み慣れた自宅での生活が続けられるよう制度の普及啓発と支援を行います。					

施策の方向性の番号は以下を表している(第4章5 基本目標と計画の体系(51ページ)参照)。

96

¹見守り、配食買い物など、多様な日常生活の充実 2介護予防の推進 3介護サービスの充実 4 医療との連携強化

⁵ 高齢者になっても住み続けることのできる住まいの確保

資料

1 事業一覧

施策分類	事業番号	事業名	主管課
1 見守り、配食、買い物など、 多様な日常生活の充実	1	すみだボランティアセンターにおけるボランティアの育成	[厚生課・ボランティアセンター]
	2	小地域福祉活動	[厚生課·社会福祉協議会]
	3	すみだハート・ライン21(会員制有料在宅福祉サービス)	[厚生課·社会福祉協議会]
	4	ミニサポート	[厚生課·社会福祉協議会]
	5	火災安全システム	[高齢者福祉課]
	6	日常生活用具の給付	[高齢者福祉課]
	7	高齢者補聴器購入費助成事業	[高齢者福祉課]
	8	紙おむつ支給・おむつ代助成	[高齢者福祉課]
	9	寝具洗濯乾燥サービス	[高齢者福祉課]
	10	理美容サービス	[高齢者福祉課]
	11	リフト付き福祉タクシーサービス	[高齢者福祉課]
	12	はり・灸・マッサージ事業	〔高齢者福祉課〕
	13	家族介護慰労金事業	〔高齢者福祉課〕
	14	生活支援体制整備事業	[高齢者福祉課]
	15	救急通報システム(旧緊急通報システム)	〔高齢者福祉課〕
	16	高齢者福祉電話	[高齢者福祉課]
	17	配食みまもりサービス	[高齢者福祉課]
	18	高齢者みまもり相談室	[高齢者福祉課]
	19	高齢者見守りネットワーク事業	[高齢者福祉課]
	20	ふれあい訪問事業	[高齢者福祉課]
	21	高齢者熱中症等対策事業	〔高齢者福祉課〕
	22	高齢者世帯等に対するごみ・資源戸別収集、粗大ごみ運び出し事業	[すみだ清掃事務所]
	23	高齢者の権利擁護・虐待防止	〔高齢者福祉課〕
	24	介護保険サービス利用前環境整備	[高齢者福祉課]
	25	すみだ権利擁護センター事業	[厚生課·社会福祉協議会]
	26	成年後見制度利用支援事業	[厚生課·社会福祉協議会]
	27	市民後見推進事業	[厚生課·社会福祉協議会]
	28	財産保全サービス	厚生課〕
	29	事業利用料等貸付サービス	[厚生課·社会福祉協議会][介護保険課]
	30	長期生活支援資金貸付事業	[厚生課·社会福祉協議会]
	31	要配慮者サポート隊の結成支援	[防災課]
	32	認知症サポーターステップアップ教室	[高齢者福祉課]
	33	認知症高齢者家族介護者教室	[高齢者福祉課]
	34	オレンジカフェすみだ(認知症カフェ)事業	[高齢者福祉課]
	35	徘徊高齢者家族介護者安心事業	[高齢者福祉課]
	36	すみだほっとカフェ運営支援	[高齢者福祉課]
	37	認知症普及啓発	[高齢者福祉課]
	38	墨田区シルバー人材センターへの支援	[高齢者福祉課]
	39	セカンドステージ支援	(高齢者福祉課)
	40	老人クラブへの支援	[高齢者福祉課]
	41	ハローワークとの連携による就労相談	[経営支援課]
	42	いきいきブラザ	(高齢者福祉課)
	43	高齢者福祉センター(立花・梅若ゆうゆう館)等	(高齢者福祉課)
	44	長寿マッサージ	(高齢者福祉課)
	45	にこにこ入浴デー及び湯処・語らい亭	(高齢者福祉課)
2 介護予防の推進	46	ふれあり給食	(高齢者福祉課)
	47	長寿者に対する祝金の贈呈事業	「高齢者福祉課」
	48	すこやか長寿夫婦表彰 特別 美雄 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	(高齢者福祉課)
	49	特別養護老人ホーム等への出張・団体貸出サービス	[ひきふね図書館]
	50	健康教育	[向島保健センター] [本所保健センター]
	51	健康診査	(保健計画課)
	52	特定保健指導	(保健計画課)
	53	がん検診	(保健計画課)
	54	成人歯科健康診査	[保健計画課]

施策分類	事業番号	事業名	主管課
	55	後期高齢者歯科健康診査	[国保年金課]
	56	こころの健康相談	[向島保健センター] [本所保健センター]
2 介護予防の推進	57	在宅リハビリテーション支援事業	〔保健計画課〕
	58	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	[国保年金課][保健計画課][高齢者福祉課]
	59	地域健康づくり事業	[向島保健センター][本所保健センター]
	60	区民健康体操	〔保健計画課〕
	61	高齢者健康体操教室	[スポーツ振興課]
	62	食育啓発事業	〔保健計画課〕
	63	介護予防普及啓発(運動·栄養等教室)	〔高齢者福祉課〕
	64	介護予防普及啓発(講演会)	〔高齢者福祉課〕
	65	地域介護予防活動支援	〔高齢者福祉課〕
	66	地域リハビリテーション活動支援事業	[高齢者福祉課]
	67	庁内運動事業との連携	[高齢者福祉課]
	68	介護支援ボランティア・ポイント制度	[介護保険課]
3 介護サービスの充実	69	介護保険制度の情報提供・相談体制	[介護保険課]
	70	介護相談員	[介護保険課]
	71	認定調査及び認定審査会	[介護保険課]
	72	保険料徴収	[介護保険課]
	73	墨田区介護保険事業運営協議会	[介護保険課]
	74	墨田区介護保険地域密着型サービス運営委員会	[介護保険課]
	75	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援・居宅介護支援	[高齢者福祉課][介護保険課]
	76	墨田区地域包括支援センター運営協議会	〔高齢者福祉課〕
	77	介護サービスの質の向上に向けて	[厚生課][介護保険課]
	78	ケアプラン点検	〔介護保険課〕
	79	住宅改修等点検	〔介護保険課〕
	80	縦覧点検·医療情報との突合	〔介護保険課〕
	81	給付実績の活用	〔介護保険課〕
	82	介護のおしごと合同説明会	〔介護保険課〕
	83	外国人介護従事者日本語学習支援	〔高齢者福祉課〕
	84	介護職入門研修	〔介護保険課〕
	85	介護福祉士等の養成講座受講者に対する受講料等の助成	〔介護保険課〕
	86	各種サービス事業者連絡会支援	〔介護保険課〕
	87	介護(予防)給付費の給付	〔介護保険課〕
	88	介護予防·生活支援サービス事業の給付·実施	〔高齢者福祉課〕〔介護保険課〕
	89	高齢者支援総合センター	〔高齢者福祉課〕
	90	地域ケア会議	〔高齢者福祉課〕
	91	高齢者在宅療養支援窓口	[高齢者福祉課]
	92	医療・介護情報の提供	〔高齢者福祉課〕〔保健計画課〕
	93	医療連携推進協議会及び部会	〔保健計画課〕
	94	情報共有ツールの活用支援	〔高齢者福祉課〕
	95	多職種連携研修	[高齢者福祉課]
4 医療との連携強化	96	ケアマネジャー向け研修	〔高齢者福祉課〕
	97	二次医療圏内・関係区との連携 	[高齢者福祉課][保健計画課]
	98	在宅療養ハンドブックの活用	(高齢者福祉課)
	99	墨田区医療フォーラム	(保健計画課)
	100	在宅リハビリテーション支援事業	(保健計画課)
	101	在宅高齢者訪問歯科診療事業	(保健計画課)
	102	在宅療養支援病床確保事業	(保健計画課)
	103	在宅医相互支援体制整備事業	(保健計画課)
	104	残薬調整事業 	(保健計画課)
	105	在宅患者訪問薬剤管理体制整備事業	(保健計画課)
	106	墨田区在宅療養患者搬送支援事業	(保健計画課)
		救急医療情報キット	[(保健計画課)
	107		
	108	認知症初期集中支援推進事業	(高齢者福祉課)
	108 109	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業	(高齢者福祉課) (住宅課)
	108 109 110	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課)
	108 109 110 111	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課)
	108 109 110 111 112	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家質等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課)
	108 109 110 111	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課)
5 高齢者になっても住み続けること	108 109 110 111 112	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家質等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (高齢者福祉課) (防災まちづ(り課)
5 高齢者になっても住み続けること のできる住まいの確保	108 109 110 111 112 113	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営 高齢者自立支援住宅改修助成事業	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (高齢者福祉課)
	108 109 110 111 112 113 114	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営 高齢者自立支援住宅改修助成事業 木造住宅耐震改修促進助成事業	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (高齢者福祉課) (防災まちづ(り課)
	108 109 110 111 112 113 114 115	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営 高齢者自立支援住宅改修助成事業 木造住宅耐震改修促進助成事業 家具転倒防止器具取付事業	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (信を課) (高齢者福祉課) (防災まちづくり課) (防災課)(高齢者福祉課)
	108 109 110 111 112 113 114 115 116	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営 高齢者自立支援住宅改修助成事業 木造住宅耐震改修促進助成事業 家具転倒防止器具取付事業 都市型軽費老人ホームの整備	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (高齢者福祉課) (防災まちづくり課) (防災課)(高齢者福祉課)
	108 109 110 111 112 113 114 115 116 117	認知症初期集中支援推進事業 高齢者等住宅あっせん事業 高齢者等家賃等債務保証制度 すみだすまい安心ネットワーク事業 高齢者向け住宅(高齢者個室借上げ住宅等)の運営 高齢者自立支援住宅改修助成事業 木造住宅耐震改修促進助成事業 家具転倒防止器具取付事業 都市型軽費老人ホームの発備 養護老人ホームの入所判定	(高齢者福祉課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (住宅課) (高齢者福祉課) (防災まちづくり課) (防災課)(高齢者福祉課) (高齢者福祉課)